

官報

号外 昭和四十四年六月十八日

○第六十一回 参議院會議錄第二十八号

昭和四十四年六月十八日(水曜日)
午前十時六分開議

○議事日程 第二十九号

昭和四十四年六月十八日
午前十時開議

第一 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に
関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨
説明)

第二 国務大臣の報告に関する件(昭和四十四
年産の米穀の政府買入れ価格の決定につ
いて)

第三 宇宙開発事業団法案(内閣提出、衆議院
送付)

第四 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償
法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第五 厚生省設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件
一、内閣総理大臣の健康保険法及び船員保険法
の臨時特例に関する法律等の一部を改正する
法律案についての發言
以下 議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略
いたします。

去る十三日議長において、左の特別委員の辞任を
許可した。

産業公害及び交通対策特別委員 山崎 昇君

同 多田 省吾君

科学技術振興対策特別委員 野坂 参三君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指
名した。

産業公害及び交通対策特別委員 田中寿美子君

同 小平 芳平君

科学技術振興対策特別委員 須藤 五郎君

同日委員会において当選した理事は左の通りであ
る。

決算委員会

理事 岡 三郎君(松井誠君の補欠)

科学技術振興対策特別委員会

理事 竹田 現昭君(森元治郎君の補欠)

同日委員長から左の報告書が提出された。

宇宙開発事業団法案可決報告書

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 社会経済情勢の著しい進展に対応す
る府県行政の広域化と地域開発計画の実施状
況について現地の意見を聴取するとともに、
その実情を調査し、もつて都道府県合併特例
法案の審査に資する。

法案の審査に資する。

一、派遣委員

第一班 内藤晉三郎 山本伊三郎

原田 立 安田 隆明

山田 勇 増田 盛

熊谷太三郎 松澤 兼人

竹田 四郎

阿部 憲一

二、派遣地

第一班 大阪府 奈良県 和歌山県

第二班 愛知県 岐阜県 三重県

一、期間

第一班 六月十九日及び二十日の二日間

第二班 六月十九日及び二十日の二日間

一、費用 概算九〇、〇〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第八十
条の二により承認を求めます。

昭和四十四年六月十二日

参議院議長 重宗 雄三殿

委員派遣承認要求書

一、目的 農業振興地域制度を施行するに当
り、とくに都市計画制度との関連について現
地の意見を聴取するとともにその実情を調査
し、もつて農業振興地域の整備に関する法律
案の審査に資する。

一、派遣委員

第一班 任田 新治 和田 鶴一

足鹿 晃 中村 波男

河田 賢治

第二班 高橋雄之助 亀井 善彰

達田 龍彦 矢山 有作

沢田 実

一、派遣地

第一班 茨城県

第二班 静岡県

一、期間

第一班 六月十七日 一日間

第二班 六月十七日 一日間

一、費用 概算四五、〇〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第八十
条の二により承認を求めます。

昭和四十四年六月十二日

参議院議長 重宗 雄三殿

委員派遣承認要求書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議
院に通知した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を
改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を
改正する法律

同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員大和与
一君が去る六日常任委員長に選任されたため国会
法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の
職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名
した旨内閣に通知した。

記

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任
命したので、原子力委員会設置法第八条第一項
の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を
受領した。

記

参議院議員 林 虎雄君

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任
命したので、原子力委員会設置法第八条第一項
の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を
受領した。

記

参議院議員 北川 一榮

一昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を
許可した。

外務委員 野坂 参三君

大蔵委員 渡辺 武君

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号

議長の報告 會議 國家公務員等の任命に関する件 内閣總理大臣の健康保險法及び船員保險法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案について

七四四

社会労働委員 上田 哲君

商工委員 阿貝根 登君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員 渡辺 武君

大蔵委員 野坂 参三君

社会労働委員 阿貝根 登君

商工委員 上田 哲君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

過疎地域対策特別措置法案(山中貞則君外十六名提出)

昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 藤原 道子君

外務委員 渡辺 武君

大蔵委員 野上 元君

同 田淵 哲也君

同 野坂 参三君

社会労働委員 大森 創造君

商工委員 瓜生 清君

通信委員 松本 賢一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 大森 創造君

外務委員 野坂 参三君

大蔵委員 松本 賢一君

同 瓜生 清君

同 渡辺 武君

社会労働委員 藤原 道子君

商工委員 田淵 哲也君

通信委員 野上 元君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員 野坂 参三君
同日外務委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 森 元治郎君(大和与一君の補欠)
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。
道路運送車両法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書が提出された。
外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案可決報告書
厚生省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書
○議長(重宗雄三君) これより今日の会議を開きます。
この際、國家公務員等の任命に関する件につきおはかりいたします。
内閣から、原子力委員会委員に北川一榮君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、これに同意することに決しました。
〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 内閣總理大臣から、健康保險法及び船員保險法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案について、発言を求められております。この際、発言を許します。佐藤内閣總理大臣。
〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○國務大臣(佐藤榮作君) 健康保險特例法は、二年間の時限立法として制定されたのであります。が、政府としては、この期限のうちに抜本対策の実現をはかるべく具体策の検討に全力を注いでま

いりました。しかしながら、この問題は、きわめて広範多岐にわたるほか、根深い問題点を有しており、現在のところ、最終的な結論を得るに至っておりません。このことは、この法律の制定経緯等にかんがみ、まことに遺憾に存じます。
政府としては、さらに一層の努力を重ね、抜本対策の早期実現を期する決意であります。これが具体的な実施に至るまでの間、当面、保險制度を維持し、國民に必要な医療を確保することがぜひとも必要と考えられますので、この際、健康保險法及び船員保險法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案の審議に御協力をお願いいたします。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 日程第一、健康保險法及び船員保險法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)。
本案について、国会法第五十六條の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。斎藤厚生大臣。
〔國務大臣斎藤昇君登壇、拍手〕
○國務大臣(斎藤昇君) 健康保險法及び船員保險法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
まず、健康保險法及び船員保險法の臨時特例に関する法律の一部改正部分について申し上げます。
この点につきましては、ただいま總理大臣から御発言があったとおりであります。所管大臣といたしましてはこのたび健康保險特例法の延長について御審議をお願いするのやむなきに至りましたことにつきまして、その間の事情はともかく、深く遺憾の意を表するものであります。
もとより、医療保險の抜本対策はきわめて難事業であります。一日も早くその実現を期するよう總理の御指示のもとに私も今後とも全力を傾け

る所存でありますので、何とぞ御了承願いたいと思ひます。
さて、右のような事情により、このまま本年八月末をもつて健康保險法及び船員保險法の臨時特例に関する法律が失効いたしますれば、きわめて大幅な単年度赤字を生じ、すでに千二百億圓をこえている巨額の累積赤字にさらに上積みされる結果、制度運営に重大な支障を来すことは必至であります。このため、国といたしまして、昨年度に引き続き財政措置を講ずると同時に、抜本改革が実施に至るまでの間の当面の措置として、この法律の有効期間を延長することといたしたいと存する次第であります。
改正案の内容は、この法律の有効期間を二年間延長し、昭和四十六年八月三十一日までとするものであります。
次に、健康保險法及び船員保險法の一部改正部分について申し上げます。
人口構造の推移等に即応して将来のわが國の繁栄を期するためには、次代にならばべき兒童の健全な育成と資質の向上をはかることがますます重要な課題となっております。
このため、政府といたしましては、母性及び乳幼児の健康と福祉の向上を期して、本年度において母子保健対策の一層の推進をはかることとしたのであります。これに即応して、医療保險の分野においても分べん時における経済的負担の軽減に資するため、抜本改革の問題とは一応切り離して、現行制度のためまえのものとして分べん給付の改善を緊急に行なうこととし、昭和三十六年以來据え置かれております分べん費の額を大幅に引き上げることとした次第であります。
改正案の内容は、健康保險法及び船員保險法における分べん費の最低保障額を現行の六千圓から二万円に、配偶者分べん費の額を現行の三千圓から一万円に、それぞれ引き上げるものであります。
また、この財源につきましては、保險料によつて措置することとし、政府管掌健康保險及び船員

保険の保険料率をそれぞれ千分の一引き上げることとしたしております。

最後に、この法律の実施の時期につきましましては、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正部分は公布の日から、健康保険法及び船員保険法の一部改正部分は昭和四十四年九月一日からとしております。

以上をもつて趣旨の説明を終わりますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。上原正吉君。

〔上原正吉君登壇、拍手〕

○上原正吉君 私は、自由民主党を代表いたします。ただいま趣旨説明の行なわれまして健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案につき、若干の質疑を行ないます。

そもそも、この健康保険法が一昨年、第五十六臨時国会に上程されるに至りましたその原因、理由となつたものは、何であつたか。それは、健康の財政に年々数億の赤字が生ずる、これがすでに累積されていく赤字に加われれば、健康財政は破綻して、その運営はついに不可能となる。いまにして、抜本対策を樹立しなければ……というところであつたこと、衆目の見るところでありました。したがつて、赤字のために健康制度が危殆に瀕することを防ぎとめる、これが抜本対策であるという理解し、主張する者が生ずることは当然であります。一方、抜本対策という大きな看板を掲げたからには、よりよい、より完全な医療給付を目的としたより根本政策を樹立すべきである。わずかの赤字など気にする必要はないと主張する者があらわれるのもまた当然であります。さらに一方には、学問、技術が猛烈なスピードで進歩発達するため、新しい病気が続々と発見される。新しい治療法も、新しい薬剤もどんどん開発される。そして、それらがいずれも高級、高価なものとなるため、医療費は際限なく高騰していくという、厳然たる事実があります。さらに加えて、財政政策の成功に伴つて、国民の所得が増加すれば、診療を求めた被保険者の数も、それにつれてふえていきます。こういうことになりますと、せっかく保険料金を引き上げても、国庫の負担をふやしても、赤字が累積するのをがまんしても、実際に行なわれる医療給付の質は悪化、低下するばかりということになるのであります。総理も「この問題はきわめて広範多岐にわたるほか、根深い問題を有しており、現在のところ、最終的な結論を得るに至っておりません」と述べられておりますが、まことに容易ならざる事態であります。

そこで総理にお尋ねいたします。

この難問題を解決し、この難局を乗り切るための抜本対策を樹立するには、確固不動の理念と決意とを持つて事に当たらなければならぬと存じます。が、総理はどんな理念と決意とお持ちでしようか。お聞かせおきたいのでございます。質疑の第二は、政府は、わが国の健康制度を国が財政援助を行なう保険の一種と見てゐるのか、あるいは国が責任をもつて行なう社会保障制度の一環だと考えてゐるのかということでありまして、政府は、しばしば、保険の性質から考えて、被保険者からも応分の負担を願ふのが当然で、というふうなことをいわれます。しかし、これは保険という考え方で保険料を支払うのであれば、保険に加入するしないは国民の自由であるべきはずであります。そして、それなれば学校法人のように、あるいは医療法人のように同業同士、互いに反対給付の手厚さを競ひ合つて、国家国民に奉仕できるという制度が樹立されていくべきである、極端にいへば、民営の健康保険事業さえも許されていくべきだと考えるのであります。しかるに、わが国の健康は、国民皆保険と稱して、会社の社長、重役からも保険料を徴収します。おそらく総理も、関係諸公も、保険料を徴収されてゐることと存じます。これは、たとえ徴収者が組合であつても、法律による強制加入であり、法律による料金の強制徴収である限り、一種の税金であります。国民の税金によつて国民の医療を行なう、これは保険事業ではなくて一種の社会保障制度であるという考え方も当然出てまいりましょう。わが国の健康は、国の行なう保険事業として完成を目ざしてゐるのか、社会保障制度の一環として完ぺきを期してゐるのか、これは厚生大臣にお答えをお願いいたします。

質疑の第三は、昔、保険料が保険料として徴収されても税金として徴収されても、国民の負担であることに変わりはないのだから、税金のより取り立て方をされるのなら、むしろ初めから税金として取り立てられるほうがすっきりして気持ちがいい。だから保険料などの取り立てはやめて、たとえ税金が重くなつても、医療の給付は一切国費でまかなつたらどうか。そうすれば、事業所従業員の業務上の傷害など、公共団体の所管に移した場合、事業主の責任をどうするかとか、交通事故のけが人の健康被害者はだれかと、そういうような問題は一挙に解決するといふ意見があります。これについて総理はどうお考えか、お聞かせおきたいのでございませう。

質疑の第四は、いずれにしても、国民の税金で医療給付が行なわれるのであれば、最少の税金で最大の、最良の診療が行なわれるべきであります。厘毫のむだも許さるべきではありません。国民一人当たりの収入が、世界で二十番目、はるかに後進国だと考えていた国民の国民よりもはるかに収入が少なくないというわが国民の担税力の小ささにかんがみまして、診療の実際は、技術としては最高のものであつても、経済的には最低の線でがまんすることとすべきではないか。抜本対策だから、などと唱えて、ぜいたくな診療給付を企てるべきではない。いな、むしろ国費による医療の形に近づくことをさえ、しんぼうすべきではないかという考え方もあると思ふが、いかがでしょうか。これは厚生大臣にお答えをお願いいたします。

質疑の第五は、最少の費用で最良の医療給付を行なうためには、公立、私立の学校病院、その他の公立医療機関をおいおいと拡充していつて、将来は、それらを健康診療担当機関の主軸とすべきだといふ主張があります。これは傾聴すべき意見だと考えますが、総理はいかがお考えでしょうか、お伺ひいたします。

質疑の第六は、薬剤の価格が健康診療の相当な部分を占めてゐるという事実にかんがみまして、その価格の低下をはかるための方策についてであります。健康に使用する医薬品は、健康保険薬局方を制定し、日本薬局方に収載されてない医薬品は、すべてこれに収載し、購入にあたつては、化学構造、化学構造の明らかなものには製法、成分を指定して、広く製薬業者、化学工業業者に競争入札を行なわせ、それによつて公共団体が購入し、健康診療機関に配給するということにはいかかですか。これを実施すれば、薬剤の価格は驚くほど低下すること、火を見るよりも明らかであります。

ただ、ここで問題となりますのは、特許による製品についてであります。特許という制度は、発明者、発見者、開発者の努力と功績に報いるため、一定の期間、独占的な生産と、独占的な価格とを許容する制度でありますから、国が、国民の血税をもつて国民の健康と生命を維持するために必要な事業に使用する際、これに適當な制限を加えることは、法律を改正し、あるいは新しく法律を制定する必要があるまいしょうが、やむを得ないことだと考えます。政府の見解はいかがなものか承りたいのであります。お答えは厚生大臣にお願ひいたします。

以上をもつて私の質疑を終わります。(拍手)

○国務大臣(佐藤榮作君) 上原君にお答えいたします。

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

うに、問題が非常に重大であり、また困難、複雑であり、各方面の英知を集め、国民各位の御納得のいただける成案を得るために、この上とも最大の努力を払ってまいります。

なお、上原君は、赤字対策と医療給付の改善のいずれに重点を置くかという角度から、抜本対策について私の見解を求められましたが、私は給付の公平と負担の公平は、制度の発展のために必要欠くべからざるものであると同時に、保険財政の長期的安定の確保も、本制度の健全な発展の前提であるという意味合いにおいて、両者を当然念頭に置いて論議されるべきものかと考えます。また、医療保険制度の改革にあたっては、医療制度等の関連制度を充実し、その有機的連係を十分考慮することによりまして、国民医療の確保がはかれるものと、かように考えております。

次に、医療給付は、一切国の責任で行なえとの御意見でありました。上原君は、あるいは英式式の医療保障を念頭に置いておられるかと思ひます。もちろん、それはそれで一つの方式ではありますが、社会保険制度の重要な柱である医療保障の方式は、世界各国が必ずしもさようではありません。その他の多くの国々がとっているように、社会連帯の思想を基礎とする医療保険制度を中核とした現行制度は、わが国の実情に即したものであり、今後ともこの制度を充実することにより、その発展を考えてまいりたいと、かように考えております。

最後に、公立医療機関を拡張して、健保診療の主体とせよとの御意見でありました。現在、公立の医療機関は、ほとんどすべてが保険医療機関となり、地域の基幹病院としての役割を果たしてあります。一方、開業医も保険医療機関として、地域住民と密着した診療活動を行なっており、私は両者相まって国民の健康が守られているものとして、それぞれの役割は積極的に評価されるべきものと、かように考えております。今後とも公立機関だけに保険診療を扱わせるよりは、両者のそ

れぞれの長所を生かして、保険医療を分担していただきたいと思います。かように考えております。

以上お答え申し上げます。(拍手)

【国務大臣斎藤昇君登壇、拍手】

○国務大臣(斎藤昇君) 医療保険制度は、社会保険にあるいはまた保険事業の国営かというお尋ねに對しましては、総理からお答えがございましたから、私からは省略をいたさせていただきます。

なお、保険料を保険税として取つてはどうかという御意見でございますが、御承知のように、国民健康保険におきましては、保険料を保険税として取つておられる公共団体もございまして、健康保険制度におきましては、組合管掌も、また政府管掌もたまたまのやうなやり方が一番現状に合っているのではなからうかと、かように考えております。

また、保険の給付は最もいい給付を、そして、その給付を最少の費用でという御意見には全く賛成でございます。ただ、ぜひいたく診療は抑制していいじゃないかという御意見に對しましては、ぜひいたくであるかないかというの見きわめはきわめて大事だと私は考えます。医師が考へて最善であるという診療の受けられるやうな保険診療報酬制度というものが最も望ましいと思つてございしますが、同時に、いわゆる乱療乱診というやうなことがあるといたしますれば、これは厳に、行なわれないうやうな制度組織の樹立が肝要であらう、かように考えております。

薬剤の流通機構と申しますか、これを公共団体で一括共同入札をし、そうして、必要な医療機関に配給をしたらどうかというお考えも一応のお考えでございますが、今日の医薬品に関する流通機構におきましても、なお改善すべき余地があると考へますが、これは、公共団体でさうなことをやらせることが適当かどうか、よほど検討の余地があると、かように考えております。ただ、医薬分業はぜひ行なわれなければならないと考へますので、その段階におきまして、最も適当な、いわ

ゆる薬剤の流通機構というものを同時に考へあわせてまいりたい、かように考えるわけでございします。

また、医薬品の特許制度、いわゆる先発の効果といひますか、新規薬剤を開発した場合に、特許の効果をも長く認めることはよろしくないという御意見でございますが、この点につきましては、御承知のように、わが国の新薬の開発は、世界の諸国に比べて相当おくれであるわけでありまして、私もいたしましては、やはり薬剤の新しい発見、発明といふものをなお促進させる必要があると、かように考へますので、むしろ、先発の効果といふものを十分薬剤については保持をさせたい、かように考へておりますことを申し上げておきたいと存じます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 大橋和孝君。

【大橋和孝君登壇、拍手】

○大橋和孝君 私は、日本社会党を代表し、ただいま提案されました健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律並びに健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案につき、佐藤内閣総理大臣をはじめ各関係大臣に質問をするものであります。

第一に、臨時特例法の期間をさらに二年間延長することにつきまして、総理は、その政治的責任をいかなる形でとられるつもりか、お尋ねいたします。

総理も御存じのとおり、一昨年八月の臨時国会において、政府・自民党は臨時特例法を再延長することをせず、その間に抜本改革をはかると、わが党をはじめ各党に確約をしたのであります。そのことは、第五十五特別国会及び第五十六臨時国会の審議過程においても、佐藤総理をはじめ関係各大臣がしばしば言明したところであります。にもかかわらず、今日その延長を提案することは、明らかに公党の公約を踏みにじり、民主主義を否

定するものであり、国会を軽視するものであります。しかも延長の理由を、関係各団体の意見調整がでないためというものは、みずからの政治力の貧困、政府の無責任をたんに上げて関係各団体にその責任を押しつけようとするもので、佐藤総理の政治責任たるやまことに重かつたものであると考へます。(拍手)総理は、この公党間の約束を踏みにじつた事実及びあなた率いる政府の無能ぶりについて、国会並びに国民に対する政治的責任を一体いかなる形でおとりになるつもりか。総理は、政治責任を感じるならば、すみやかに特例法を撤回して、国民の健康と生命を守る立場から真剣に抜本対策に取り組むことこそ、最もふさわしい政治姿勢ではないかと思つておりますが、いかがでありますか。(拍手)

第二に、この際総理に何っておきたいことは、国民の医療についていかなる基本的理念を持ち、いかなる政策を持つて臨まれるかということであります。

臨時特例法は申すまでもなく保険財政対策であり、言うなれば、国民の受診抑制をねらつたものであります。臨時特例法だけではありません。いままで政府・自民党が打ち出してまいりました健康保険対策は、ことごとくこの理念に貫かれていると言つても過言ではないと思つております。もともと健康保険制度といふものは、国民の健康と生命を守るための手段でしかなく、その手段でしかなく健康保険のそのまた財政対策だけに追われて、総合的な視点も計画性も見失つていられる現在の医療政策に、佐藤総理、あなたはほんとうに政策的価値ありと考へておられるのか。医療の本質について、政治家としての思想と、それを今日医療政策にどのやうに具体化するおつもりか、あわせて御所見を伺いたいののであります。

次に、斎藤厚生大臣並びに福田大蔵大臣にお尋ねをいたします。

斎藤厚生大臣がその任につかれましてから、医学教育研修制度をめぐる紛争、夜勤制限を要求す

る看護婦スト、中医協で難航しておるところの診療報酬引き上げの問題など、日本の医療の直面する問題がいかに根深く深刻であるか身をもって痛感しておられると思うのであります。私は、大臣が、そういった日本の医療の直面する諸問題よりは、保険財政の問題のほうがより重要であるとはよもやお考えになつてゐるとは信じませんが、医療の本質そのものが問われている現在に、人の生命よりお金のほうが大切だといふことがきき今回の提案について、これ以上不毛な議論を繰り返すことはやめにしてもらいたい。これがむしろ私の率直な気持ちであります。

そこでまず第一に、国民皆保険の真の目標は、国民の健康をいかにして保持するか、さらに進めてこれをいかに増進させていくかということにあるのであります。ところが、最近この目標と反して、保険経営の効率という問題で押し切ろうとする立場をとつて、一方に収入をふやす方法を考へ、他方には支出を抑制する方法を考へることによつてつじつまを合わせるといふこの単純なバランス論が首をもたげておるのであります。ここで、特例法が何ゆゑ非難されるか、もう一度顧みたいと思ふのであります。非難の核心は、このバランス論だけが織り込まれてゐるところにあるのであります。真に必要である医療需要までも、受診率抑制という手段によつて見さかしくなく抑えようとしてゐるところにあるのであります。医療需要の増大を防ぐ道は、個々的には予防給付を制度に取り入れることであり、さらに集団的には公衆衛生活動の充実によつて行なうことが本筋であります。そうでなければ、健康を増進するという本来の目標を見失ふことになるからであります。政府は、特例法成立以来このような努力をどれだけなされたのでありますか。公衆衛生関係の予算を見ますと、四十三年度は一・四％の伸び、四十四年度はこれを下回つて九・八％の伸びでしかありません。直ちにその非を悟られて、おくればせながら来年度予算には大幅な公衆衛生費の充実

の予算を組まれる決意をなされますか。さらに、疾病の予防対策を医療保険の中に組み込んでいく方針を明らかにされますか、両大臣の御所見を伺いたいののであります。

第二に、医療保険制度は、貧困者救済という慈善的な観点に立つ過去のそれとは異つて、社会的責任において疾病を解消しようとする体制であります。

慈善的救済の立場から言ふならば、必要最小限の最低医療という基準が生まれてくるかもしれませんが、社会的責任による健康保障という立場は、最低保障という基準を受け付けてはならないのであります。生命に対しては最低保障ということとは考えられないことでもあります。所得保障の範疇において医療保障を考へることは根本的に誤りであり、とするならば、抜本対策の中で給付の統一化をはかるには、現在の制度でやや高いとされているところの組合健保の被保険者本人の水準にまで他を引き上げることが、真の医療保障理念に即することになります。各制度間の格差是正のための水準をここに置くという目標を確立されているのかどうか、厚生大臣の御所見を伺いたいののであります。

第三に、強制加入という制度をとつてゐる国民皆保険体制における国家の責任についてお考えを伺いたいののであります。

国民皆保険という体制は、そもそも、負担能力の低い低所得者層を無差別にかかへ込む体制であります。現在の保険体系内におけるそのまゝの姿を保険料負担額と給付額との開きについて見ると、次のようなことが言えるのであります。大企業を中心とするところの組合健保においては、加入者一人平均で、保険料負担のほうに給付額に比して八千三百七十九円上回つてゐるのに対し、中小企業を対象とするところの政管健保にあつては、逆に、一万八千二百五十七円の給付額超過、すなわち保険料の不足となつてあらわれているのであります。この皆保険の仕組みの中で、

このようなアンバランスを是正する具体的な対策は、所得再分配機能ができるだけ果たさせていくことにかかつております。そして、その成果は、生活保護法の医療扶助の趨勢にあらわれてきておるのであります。生活保護は、皆保険体制から脱落して、公費負担にかかる姿であるのであります。三十五年に三百六十四億円であつた医療扶助は、五年後に二倍の額となり、適用人口も五割の増加を示しておるのであります。このことは、保険料中心の保険体制における所得再分配機能の限界を物語るのであり、保険料に比重を強くかけ過ぎることの誤りを意味しておるのであります。言

いかえるならば、社会保障の中に受益者負担の考へを取り入れると社会保障理念が達成できないことを如実に物語つてゐるのであります。いわゆる受益者とする者の中には、そもそも負担能力のない者があるからであります。自民党調査会の試算作成に当たつてこれら鈴木前会長は、抜本対策を実現するために千五百億の国庫負担を用意すべきだと述べられたとか聞いておるのであります。すべての給付水準を少なくも現在の組合健保水準に引き上げるためには、二百二十五億にこたへることなくして、必要な予算を計上するといふ方針がここでなされてよいと思ひますが、大蔵大臣の御決意を伺いたいののであります。

第四に、臨時特例法の延長と抜本改革との関係についてであります。

厚生大臣が、みずからの政治生命をかけて臨時特例法の延長という今回の提案はどうしても撤回することができないとおっしゃつてゐるならば、それは当然、自民党案でなく、政府案としての抜本改革案を、おそくとも実質審議が始まるまでに提案するという確固たる御決意の上に立つてのことであらうと思ふのであります。三月四日、衆議院予算委員会において、あなたは、今国会中に抜本改革案を関係審議会に諮問すると言つておられますが、これを実行されるのか。わが党は、問題の本質から言つても、また経過から言つても

そのように理解いたしますが、確認のため厚生大臣の明確な御答弁をいただきたいのであります。(拍手)

第五に、今回の分べん給付の改正では千分の一の保険料率引き上げを行なつておりますが、これは初年度三十三億、平年度六十三億円の増収となります。一方、保険給付のほうは、初年度に二十五億、平年度は四十二億円で済み、このことから千分の〇・七でも十分であり、千分の一引き上げは多過ぎるのであります。これにつきましては納得のいくひとつ御答弁をいただきたいのであります。

次に、特例法を成立させた四十二年当時、毎日四億円の赤字を生じてゐるとおとし、また、特例法の実施によつてもなおかつ平年度三百二十億円の赤字が生ずるといふ数字の脅迫をもつて強引にこの成立を強行したのであります。ところが、四十二年度の決算を見て私は目を疑つたのであります。三百二十億の赤字であつたところの赤字が五十八億円になつてゐるのであります。その減少額二百六十二億という数字は、まさに八〇％の見込み違いといふことでもあります。政府は、保険料が前期以上に八十二億もよけいに入つてきた、赤字も二十二億が節約できた、現金給付が二十六億減少したと言つて説明いたしております。こうした言いわけを一応受け取るといたしましても、なお医療給付の見込み違いによる減少額が百三十一億もあることでもあります。これはまさしく成立当時心配されたおりの受診抑制と患者負担の犠牲によつてもたらされた泣きの涙の節減ではなかつたのか。政府が国民に謝する方法は一つあると考へます。私はこれを提案いたします。それは、この見込み違いに基づくところの不当な節減によつて患者がこうむつてゐる損害を埋め合わせるために、国庫負担の中にこの分だけでも上積みする措置を講ずることです。毎年、医療費の五割ぐらいの予備費がとられております。それに医療給付費のほうもふくらませて

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

あるはずでありますから、おおよそ二百億ぐらいの操作は可能であろうと思っておりますが、大蔵大臣と厚生大臣の御所見を伺いたいのではありません。

次に、坂田文部大臣にお伺いいたします。

今日の大学問題のそもそもの発端が医学教育、医師研修制度の改革問題にあったことは、いまさら申すまでもないことであります。大学医局の封建性、閉鎖性、そのもとにおける無給医問題及びインターン制度に対する改革ののろしが大学のあり方そのものへ燃え広がり、さらに全国の大学紛争へとエスカレートしていった客観的な事実については、ひとしくお認めになることであらうと思っております。ところが、まことに遺憾なことでありまして、いまや文部大臣をはじめ、政府・自民党の力点は、学生の要求を抑圧し、大学運営に関する臨時措置法案で解決しようとしております。そして、大学が自主的に行なう医学教育、医師研修制度の改革に対して、政府がいまの時点でどのような措置を講ずるかという、まさに政策的課題は放棄されているのであります。人間そのものを問ひ、人間を疎外する現代を告発して、そういう現代における大学のあり方が問われている。今日の大学紛争に対して、単にそれを抑圧するだけで事足りるというのは、あまりにも政治に進歩がなさ過ぎるのではございませんか。政策なり、それをなさえるところの思想が貧困に過ぎるのではございませんか。大臣の率直な御意見を伺いたいのではありません。

最後に、床次総務長官にお尋ねいたします。

沖縄の医療制度の視察に私も先ごろ参つたのであります。御承知のとおり、沖縄の医療保険は悪名高いところの療養費払いであり、本人の七割給付は、実質的には四割程度の給付であると言われております。ところが、一昨年十一月の厚生省事務局試案でも、あるいはまた、先ごろの自民党の国民医療対策大綱においても、受診制限や被保険者の負担増となる療養費払いを導入しようとして

ているのであります。これは医療における本土の沖縄化であり、庶民を医療から締め出すものであると考えなければならぬのであります。むしろ本土の医療制度の抜本的な改善を行なう、沖縄の医療をこの高水準に引き上げる十割給付にすることこそ、筋が通っているのではないかと思っております。以上をもちまして私の質問を終わります。

(拍手)

○国務大臣(佐藤栄作君) 拍手

健康保険特例法を延長しなければならぬ事態となったことは、率直に申しまして、たいへん残念なことであり、遺憾の意を表する次第であります。医療保険の抜本改正は、国民生活に及ぼす影響がきわめて大きく、また問題が根深いので、あえて若干の時間的余裕を再度お願いした次第であります。国民医療を確保するためには、単に医療保険制度ばかりでなく、医療制度そのものや関連の諸制度につきましても総合的に検討する必要がありますので、さらに各方面の御意見を十分聞かせていただき、国民各位の納得のいくような成果を得るために全力をあげてまいりたいと思っております。

また、健保特例法案は撤回せよとの御主張でありましたが、これを撤回するつもりはございません。先ほど表明いたしましたように、延長せざるを得ないことは遺憾ではあります。その間これを放置すれば、医療保険制度そのものに大きなひびが入る結果となるので、やむを得ず特例法の延長をお願いした次第であり、何ぶんの御理解を得たいと存じます。心からお願いをいたします。

次に、国民医療は国の責任で、との御主張でありましたが、これは一般税負担とかかね合いにおきまして考えるべき問題である、かように考えます。一般税負担を増して医療保障に対する国の責任を重くすることは、もちろん一つの方法ではありますが、現行の医療保険の考え方は、低所得

層に対しては過重な負担とならないよう特別の配慮を払いつつ、社会保険方式を中心として組み立てられたものであり、今後ともこのためを要するものはありません。

最後に、医療保障についての考え方についてお尋ねがありました。国民の一人一人が心身ともに健全であることは、福祉国家を目指す政治の主要な目標であり、それはまた、経済発展、ひいては国家繁栄の基盤となるものであり、医療保障はそのための中核的施策として重視しておることはあらためて申すまでもありません。このためにも、ぜひひびくべき医療保険制度の改革について成案を得よう、最善を尽くしてまいりたい、かように考えております。

お答えをいたします。(拍手)

○国務大臣(斎藤昇君) 拍手

医療保険の運営及び根本的改革的基礎的な考え方は、保険経済のバランスを重点に置いて考えておるのではないかとお尋ねでございますが、もちろん保険経済のバランスという点も大事であり、保険経済が安定をしていくということも非常に重要な問題でございます。から、これも重要問題の一つの柱として考えております。同時に、負担能力に即した保険料、いわゆる国民の個々の負担においてできるだけいい医療を与えることのできるようにというのが一番の根本的な考え方でございます。現在必ずしも負担能力に即した保険料ということにはなっておりません。また、保険給付も保険の種類に応じて相当違いがございます。できるだけ同じような保険給付を同じような能力負担においてやってまいりたいというのが基本的な考え方でございます。

また、疾病の予防、そのための公衆衛生等に金をつぎ込むことは、いわゆる疾病を少なからしめて保険の費用を少なく済ませる道ではないか、そのほうに力が足りないとの御意見は、これはごもっともに存じます。単に公衆衛生のみならず、環境衛生におきましても、その他万般の社会保障

の充実、結局国民の体位の向上あるいは疾病の予防につながるものでございますので、その方向にますます力を入れてまいりたいと存じます。ことに、抜本改正におきましては、地域の国民の健康の管理体制というものを確立し、これを充実することによって疾病を少なからしめるということが一つの要点である、かように考えまして、そういった関連において抜本対策も考えてまいりたい、かように思っております。

さらに、保険給付のアンバランスの点が一番いところへ引き上げていくのが肝要でないかという御意見でございます。これはごもっともに存じます。一挙に引き上げるといことはいろいろな条件で困難な点もございますが、逐次最高水準に引き上げてまいるように努力をしてまいりたいと思っております。

国民皆保険は強制加入である、負担の均衡をはからなければならぬ、これによって所得の再配分をはかるべきだ、この御意見もごもっともでございます。先ほど申し上げましたように、抜本改正の主眼点の一つのやはり負担の公平という点を考えてまして、保険料のアンバランスのないようにやっております。同時に、これが保険経済の安定に役立つものだと思っております。また、所得再配分につながらるもの、かように考えて、その方向において抜本改正を考えてまいりたい、かように思っています。

抜本改革案をこの国会中に関係審議会に諮問をいたしたいという私の考え方は変わらなかつたという御意見でございますが、今日もできるならばさういいたしたいと努力をいたしております。つい先日、わが自由民主党の抜本改正に対する意見の取りまとめが行なわれました。そうして、これらの意見を重んじながら政府内の意向をまとめまして、まもなく次第審議会に諮問をいたしたい、かように考えますが、党の考え方の中にも、相当Aの意見とBの意見と対立するものがございます。したがって、これらの調整を考えなが

らやりたいと存じますので、できるだけこの国会中に諮問はいたしたいと考えておりますが、余日が非常に少なく相なりまして、はたしてそのことができるかどうか、私はいま危ぶんでいるのでございますが、今日といたしましては、できるだけさようにいたしたいというので努力をいたしておるわけでございます。

なお、このたびの改正案で、出産手当を増額することによって、千分の一の保険料率の引き上げをやつたのは、これは必要な経費を上回る率である、〇・七でしかるべきだというお尋ねでございます。お説のように、若干は千分の一よりも少ない額でまかない得ると考へるのでありますが、保険料の算定の基準といたしまして千分の一以下の端数をつけることは、いろいろな点で支障がござい入ますので、いままでの慣例に従ひまして四捨五入をいたしたわけでございまして、御了承願いたいと存じます。

四十二年度の決算報告において赤字の見込み違いがあった、そうして赤字が少なくなった、これは特例法によるいわゆる一部負担のために医療を抑制せしめたけしからぬ効果である、かような御意見でございしますが、私は、必ずしも一部負担のために医療が抑制されたとは考へておりません。いわゆる所得の少ない方、約六割近くの方はこの適用を受けておられわけでございまして、むしろ予想外の報酬のアップと、それから最近診療の総経費が大体横ばいになってきたと、この二つの原因からまいったものだと考へます。(拍手)

〔国務大臣福田雄三君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田雄三君) 疾病の対策として、受診抑制よりは予防主義をとるべきではないか、こゝういふお説でございしますが、これは全く同感でございます。早期治療でありますとか、あるいは早期発見と、そういうようなことに努力をすべきものである、かように考へるわけであります。一般会計でも保健衛生対策費は累年増加をしておりまするが、今後も努力をいたしたい。ただ、この予

防措置を予防給付として法制化するということは、これはなかなか問題の多いところでございすので、抜本対策の一環ということで検討させていただきます、かように考へます。

また、分べん給付に対して今度千分の一の料率引き上げをやる、これは取り過ぎじゃないかというお話でございしますが、これは厚生大臣からお話があったとおりでありまして、四捨五入というか、端数切り上げでございまして、そのとおり御了承願います。

四十二年度の保険財政が好転をいたした、今度それを取り戻しをしたらどうだというお話でございしますが、これはそういう事情があったことは事実であります。しかし、当初予定をいたした二百二十五億円の予算はそのまま繰り入れておるわけであります、保険財政が予定よりよくなったから二百二十五億円をちびるというふうなけちなことはいたしておりませんから、これはひとつ御了承願いたいと思ひます。

最後に、保険料中心主義をやつていく保険の行き方、これについては是正すべきではないかというお話でございしますが、そもそもこの医療保険は、相互扶助によつて国民健康を保持しよう、こゝういふ考えから保険制度が取り入れられておるのです。保険制度をやつていふ以上、保険制度というたてまえをやめるわけにはいけません。したがつて、応分の保険料を徴収する、これは変えることはできないと思ひます。しかし、保険の種類によりましては、その対象が小さいもの、弱いもの、負担能力が少ないという人もあるわけあります。それに対しては、国庫がこれを補助するといふ方針であります。今後といへども、この方針は堅持してまいる、こゝういふ考えでありますので、これもそのとおり御了承願ひたいのであります。(拍手)

〔国務大臣福田雄三君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田雄三君) お答えをいたしたいと思ひます。

大橋議員御承知のように、昨年医師法を改正いたしまして、従来種々問題のございましたインターン制度を改めまして、新たにこの医師免許取得後二年以上行なう臨床研修医の制度を設けまして、所要の財政措置を講じてまいりましたわけでございしますが、特に本年度は臨床研修医につきましては一万五千円の謝金を二万七千五百円にいたしたわけであります。また、無給医局員にいたしましては、従来一万五千円の謝金を今回三万五千円に引き上げたわけでございまして、このように、確かに御指摘のとおりには、医局制度あるいは研修医、無給医局員の制度にあつたと思ひます。しかし、その後はいろいろの原因が重なつて、不法な暴力状況が大学内に行なわれておる。したがって、やらなければならぬと思ひますが、同時に、御指摘のような教育条件の整備というところにつきまして、文部省としまして、政府としても心がけるべきは当然かと考へておるわけでございします。また、医学教育に關します問題は、臨床研修医の問題だけではなくて、基礎医学と臨床医学との関係、あるいは大学院教育と臨床医養成との関係、あるいは医学博士号のあり方というふうないろいろあるわけでございまして、医療制度全般の問題あるいはまた大学制度全体の問題、あるいはあり方と関連するわけでございまして、これにつきましては、今後抜本的に検討をする必要があるかと考へておる次第でございします。(拍手)

○国務大臣(床次徳三君) 沖縄の医療制度に對しましてお尋ねがございましたが、現在沖縄では政府公務員、公社職員及び常時五人以上を雇用するところの事業所の被用者を被保険者とするところの医療保険制度が実施されております。しかし、これは本土の政府管掌健康保険制度及び公務員の共済制度の中の短期給付に該当するものでありまして、その内容は療養の給付が特に御指摘のよう

に現金給付方式であることと本土の同種のものと比較いたしました、必ずしも十分とは言えないのであります。また、現在住民の約半数がこの制度の適用外であるといふような事実でありまして、この状態を改善いたしまして、住民の健康を増進し、福祉の向上をはかるということ、これは保険制度の改善のみならず、さらに国保の医療、すなわち医療皆保険の実施が望ましいのでございします。しかし、現在では、医師、医療関係機関の人々もきわめて不足いたしております、その整備等をいたしまして、解決しなければならぬいろいろな問題がございまして、このため、目下琉球政府といたしまして、本土政府に準じましたところの国民健康保険制度の確立のために準備を進めております。すなわちそのためには医師の養成のための奨学制度の実施、また、保険職員の養成のための保険学部の設置をはじめ、あるいは新那覇病院の建設等に着手しております。なお、このためには本土政府といたしまして、技術援助及び施設の整備のための財政援助を行なつていふことは御存じのとおりであります。何と申しまして、医療皆保険制度を実施すること、これは住民福祉のためにきわめて大事なことであります。本土政府といたしましては、本土との一体化政策の中の最も重要な事柄として、できる限りすみやかに実施できまうように努力をしております次第でございします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 上林繁次郎君。

〔上林繁次郎君登壇、拍手〕

○上林繁次郎君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました健康保険法及び船員保険法の臨時特例に關する法律等の一部を改正する法律案に對し、總理をはじめ、関係各大臣に若干の質疑を行なうものであります。

一昨年健康保険特例法の制定に際し、政府は再三にわたつたこの法律の期限内に抜本対策の実現を

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

公約し、再度、暫定対策を繰り返さない旨を国民に表明しておきながら、健保特例法の延長法案をここに提出してきたことは、全く国民を欺瞞した背信行為であると言わざるを得ません。医療保険の抜本対策については、政府は無為無策のままに与党の検討にゆだね、また、与党は右顧左顧して今日なお成案を見ない現状は、ただただ無責任以外の何ものでもありません。まさにその責任は重大であります。したがって、総理は、今国会に提出しておる特例法案を撤回して、二年前に国民に公約してきた抜本対策を早急に実現すべきであると考へますが、総理の決意のほどを伺いたいのであります。

医療保険対策を実施するにあたっては、単に医療保険の分野にとどまることなく、あまねく国民に必要な十分な医療を確保するため、関係諸施策の整備、充実が肝要であることは論を待たません。わが国は、国民皆保険がすでに達成され、医療内容は西欧先進国並みの水準に達しておるといわれております。しかしながら、皆保険なるがゆえに、保険料は強制的に徴収され、医療を機会均等に受けられないで、今日なお低医療水準に取り残されておる僻地等が多いこともまた見のがせない事実であります。無医地区解消のための僻地医療対策は、抜本改革にあつたての重要課題であると同時に、今日緊急に取り上げるべき問題であると思ひますが、厚生大臣の見解と、その具体策について明示願ひたいのであります。

次に、老人医療対策の問題は、人口構造の老齡化の傾向と相まって、近時ますます国民の関心が高まっております。このたび厚生省は、中央社会福祉審議会に老人の医療対策に関して諮問されておりますが、厚生大臣は、老人医療対策にどのような方策を持ち、また、どのような見解をお持ちなのか、あわせてお伺ひしたいのであります。

今回の改正案においては、分べん費の改善が織り込まれておりますが、政府は、分べん費の引き

上げの財源をすべて保険料によつてまかなうという全くおこがましい提案をしております。わが党としては、母子保健の問題は、産前産後を通じて一貫した総合施策を講ずべきであると考え、母子保健法の拡充整備の範囲において国庫負担を増額すべきであると主張して、先般母子保健法の一部改正案を提出した次第であります。現行の救貧対策といわれている母子保健法を全面的に改正して、母子保健対策を拡充強化する決意があるかどうか、厚生大臣に伺ひたいのであります。また、園田前厚生大臣は、正常分べんについて、疾病と同様に現物給付とすることを公約しながら、今回、斎藤厚生大臣は若干の分べん費の引き上げで当面を糊塗した理由は那邊にあるのか、将来の方針とあわせて御答弁願ひたいのであります。

次に、弱体な社会保険制度については、定率の国庫負担によつて制度をささえるのは常識であります。現に、国民健康保険は四五%、日雇い健保は三五%の定率国庫負担の措置がとられております。今年度予算では、政府管掌健康保険は昨年と同様二百二十五億しか国の財源からは支出されておられません。これは定率にして五%程度の微々たるものにすぎません。このように政府の政管健保に対する配慮はきわめて冷淡であり、受益者負担、患者の薬剤費の一部負担等に過重の負担をしていて、国の負担をできるだけ軽減しようとはかる政策以外の何ものでもないと断ずるものであります。そもそも当然、国が給付費の定率負担を行なうよう改善しなかつたために起こつた赤字であります。したがって、その財政の再建は焦眉の急を要する問題であります。よつて、この際、医療の抜本対策を待たないで、緊急に少なくとも二五%以上の国庫負担を定率化するべきではないかと主張するものであります。大蔵大臣及び厚生大臣にその所信を問うものであります。

次に、社会保険の財政調整について申し上げます。健康保険及び失業保険の保険料は、同一事務所

の被保険者から徴収しております。現在、失業保険の財政は、近年における雇用情勢の好転を背景として、連年多額の剰余金が約二千億をこえているとのことであります。一方、健保の赤字は、特例法の措置をしなれば、累積赤字は昭和四十四年末には千八百八十億になるといわれております。同一被保険者でありながら、わが国の社会保険制度がばらばらなるがゆえに、いまだ財政調整されずにいるのが実情であります。

昭和四十三年十一月に発表された財政制度審議会の意見では、「最近のように、失業保険は経済的に多額の剰余を生じ、他方、同じ短期の社会保険である医療保険は、経常的に大幅な赤字を生じている状況にかんがみると、社会保険制度相互間において費用負担の調整を行なう必要がある」と述べているのであります。財政制度審議会において、このように言つておるのであります。大蔵大臣はこれを早急に実施する用意があるかどうか、はつきりお答え願ひたいのであります。最後に、社会保険の充実、統合、調整についてであります。

社会保険制度の充実、長期にわたる展望のもとに施策を行なわなくてはならないのは当然であります。しかるに、わが国の社会保険計画は、国民にいままだかつてそのビジョンを明らかにされたことがなく、全く政府の怠慢以外の何ものでもありません。社会保険制度を現状のまま当面の安易な態度を持続することは、制度のひずみをますます拡大し、その発展を阻害して、やがては制度自体を崩壊に導くことにもなりかねないと思ひのであります。

このときあたり、わが公明党は、今国会に社会保険基本法案を提出して、社会保険の長期計画と、国の責任給付と費用のバランス、整備、統合等々を明確にしたのであります。平和国家、福祉国家の建設は、わが国の国民的願望の願望であります。そしてその進歩の指標は、具体的には社

会保障の整備、統合をいではないのであります。

政府はこの際、社会保険の統合、調整のために、わが党案による社会保険基本法の実現を期すべきであると思へるが、総理及び厚生大臣の所見を賜わりたいと思ひます。

以上、国民が深く注目を寄せているこの重要法案に対し、明快な御答弁を願つて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) ます、医療保険の抜本改革案を早急につくれとの、御批判というよりもおしかりであります。先ほど大橋君にもお答えしたとおり、私もそのために最善を尽くしてまいる決意であります。

本案を撤回しろ、こういう御意見もございましたが、でき得る限り早急に具体案を固め、審議会の審議など所要の手続を経て、国会の御審議を願ひたい、かように考へております。何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、上林君は、政府には社会保険の長期的総合的ビジョンがない、こういう御批判でありましたが、決してそのようなことはありません。これだけ大きな問題が将来のビジョンが全くなくして動かしにくいものではあります。ただ、社会保険の重要な一翼をになう医療制度については、お論議が戦わされている現段階におきましては、これをがっちりした形でお示しできないのは、これは残念であります。私も私としては、総合的ビジョンを常に念頭に置いて施策を考へてまいります。その場合、公明党の社会保険基本法案は有益な示唆に富んだ御提案であると思へますので、その趣旨は十分に参考にいたしたい、かように考へております。

以上お答えいたしました。(拍手)

〔国務大臣斎藤昇君登壇、拍手〕

○国務大臣(斎藤昇君) 僻地診療対策についての御意見は、全く御同感に存じます。政府といたし

まして、あらゆる知恵をばりまして、あるいは国立、公立の医師の派遣、あるいはまた、診療車による巡回診療、また、患者の輸送車、その他あらゆる対策を考へてゐるわけでございますが、なおこの上とも併地診療に事欠かないように、最善の努力をいたしてまいりたいと思ひます。

老人医療対策についての意見は、いかにいふお尋ねでございますが、今後ますますふえてまいります老人の方々が安心して医療を受けられるようにということがますます必要になってまいると思ふわけでございます。したがって、保険の一部負担につきましても、できるだけ老人につきましてもこれを軽減してまいるように、公費負担を増してまいり、抜本改正の際に織り込んでまいりたい、かように思ふ次第でございます。

母子保健の重要性は申し上げるまでもございせん。本年度の予算におきましても、妊娠初期から、妊娠中の母体の管理をはじめといたしまして、乳幼児あるいは新生児の保健その他、いままでない措置を講じつつあるわけでございます。今後ともこれを一そう充実をいたしてまいりたいと思ひます。

正常分弁を現物給付にしない理由いかんということでございますが、現物給付にいたしたためには、診療報酬の点数制を考へなければならぬわけでございますが、分弁に關係するいろいろな医療あるいは所要の経費を点数化したいたしますことは、今日の状態においてはまだ困難な事情がございます。全国十分調査をいたしまして、それができますならば現物給付も可能であらう、かように思ふわけでございます。そういう方向で検討したいと思ひますが、その検討を待つために時間をあまり待つことが適當でないと思ひましたので、さしあたって現金給付の額を引き上げることにいたした次第でございます。

政管健保の二百二十五億を今度の特例法で依然引き継いでいくことはこれは妥當ではない、定額の補助を、これをむしろ定率の補助に改むべきで

はないかという御意見も、これは御意見といたしましては一応ごもつとも存じますが、何ぶん二カ年間の暫定措置をそのまゝにもう二カ年間延長していただきたいという趣旨でございます。あの暫定措置の内容それ自身は現行のままでもう二カ年ずらしていただきたいという考えでございます。したので、定率化の問題は考慮に入れなかつた次第でございます。

社会保険相互間の財政調整の問題は、大蔵大臣からお答えをいただくと思つておりますが、厚生省といたしましては、抜本改正におきまして、まず医療保険の分野の中で財政調整を考へたい、かように思つてゐるわけでございます。医療保険と他の社会保険の間の財政調整はただいまのところは考へておりません。

社会保険基本法の問題につきましては、總理からお答えになられたとおりでございます。(拍手)

〔國務大臣(福田起夫)登壇、拍手〕
〔國務大臣(福田起夫)登壇、拍手〕
政府管掌の健康保険に定率補助制度を取り入れるべきじゃないかと、こういう御意見でございます。保険は、申し上げるまでもないですが、これは相互扶助の医療制度、さうなことでございまして、これは保険料中心になるということ、これはもう当然のことなのであります。しかし、保険給付の対象となる人が、どうも弱い小さい立場にあるという者につきましては、これは政府が補助をすることがよろしい、こういうようなことで、あるいは国民健康保険につきましても、あるいは日雇い保険につきましても、かなり高額の定率補助をしてゐるわけなんです。しかし、政府管掌健康保険につきましては、さうな措置をとっておりませんので、そのときどきの保険財政の状況を見ながら、必要にして十分な額の援助をしてゐる、これが今日の事情でございます。これを定率補助にいたしますかどうか、これは非常な考へ方のむずかしいところでございますが、抜本対策ということがいま進行中でございますので、その一環としてこれを考

えてみたい、かように御承知願ひます。

次に、失業保険また健康保険、失業保険は黒字であるのに健康保険は赤字である、この間の調整をなすべきじゃないかというふうなお話でございますが、これは理論的原則論としては、この調整は、これは私は賛成でございます。しかし、實際問題といたしまして、まずその先に、ただいま厚生大臣からも御指摘がありましたように、医療保険の中で調整、これとてもなかなか容易じゃないのでございまして、これをやつてのけなければならぬ。これが抜本対策の非常に大きなねらいというところになっておるわけでありまして、その後におきまして一般の社会保険制度、社会保険間の調整というものが移っていくべきかと、かように考へておるのであります。ことに失業保険などは、いま黒字とはいへども、景気がいいものですから黒字なんです、いつ何とき景気が悪くなるかもしれない、その状況も樂觀を許さない状態であることも御承知願ひたいと思ひます。(拍手)

○議長(重宗雄三) 中沢伊登子君。

〔中沢伊登子君登壇、拍手〕

○中沢伊登子君 私は、ただいま趣旨説明のありました法律案に対し、民社党を代表いたしまして總理並びに閣内各大臣に質問をいたします。

昭和三十五年以來、わが国の経済は著しい成長を見せ、産業の近代化もまた目ざましいものがあります。この異常なまでの発展は、国民生活及び家庭生活に急激な変貌を余儀なくさせてまいりました。しかし、政府がこれまでもつてまいりましたその政策は産業優先でありまして、物価、住宅、公害、交通、医療等、国民の実生活のすべてにわたつて著しい立ちおくれのあることはいふまでもない事実であります。特に目まぐるしい社会の變化、産業、経済の発展は、事故の頻発、公害の多

発、交通事故の増加等を引き、その上、食品添加物のはんらん、農業の残留、あるいは平均寿命の延びは罹病しやすい高齢人口の増加に見られる等、日常生活全般にわたつて、人間の生命、健康をめぐる不安感が日々拡大していることも、けだし当然のことでありまして、いまや国民が安心して託せる医療制度の抜本的改革こそ、切実なる国民的要求となつてゐるのでございます。

この国民的要求と、古い内容を持つ現行医療制度との間に多くの矛盾があるからこそ、衆参両院は、過ぐる昭和四十二年八月の健康保険の改正に際し、わが党は、同法案を単なる赤字解消のための暫定策に終わらせないため、二年間の猶予を付して医療制度の抜本改革案を提示し、もつて国民の不安を取り除くよう政府に義務づけたのであります。しかるに、政府は、今日までの義務を全く履行せず、健保特例法の延長を企図することは、明らかに責任回避であり、政府の政治責任はまことに重大であります。一体何が基本の障害であつたのですか。鈴木前調査会長が「どうしたらいいかわからない」といつて会長をひかれましたが、だからといって、特例法を延ばしてよいということにはならないのでございます。特に健康保険の一部を政府みずから經營しているが、佐藤内閣はその責任をどのような形でとろうとされるのか、總理より国民の前に明らかにしていただきたいのでございます。

次に、国が行なう医療制度とは、まず国民の生命を優先し、よい医療を保障し、病気の予防、早期発見、早期治療によつてその健康を守ることがもちろんのこと、さらに一歩進めて、生活に安定感を与え、国民生活の質的向上をはかるものでなければならぬと思ひます。およそ国民の健康保持は、国の将来を左右する重要なことであり、日本の経済的活力であるばかりか、民族繁栄の基礎をなすとともに、社会の進歩を促す原動力たることは申すまでもないところであります。したがつて、政府は、この観点からも、積極的に医療制度

七五二

者の技術を正当に評価することを主眼として、中央社会保険医療協議会の専門的な審議が進められる予定であります。今後ともその適正化につとめてまいりたい、かように考えております。

その他の問題につきましては、担当大臣から答えていたします。（拍手）

〔国務大臣斎藤昇君登壇、拍手〕

七五三

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号 國務大臣の報告に關する件(昭和四十四年産の米穀の政府買入れ価格の決定について)

七五四

多くの委員から表明されるとともに、これに關連して、政府試算米価につきましては、「これには全く反対であり、これをさらに引き上げるべきである」との強い見解があり、これに対し、需給事情を考慮することは妥当であるとの立場の多くの委員においては、「この際試算米価でやむを得ない」とする見解が有力でありましたが、そのほか、「政府試算米価を引き下げるべきである」との強い見解が述べられたのであります。

政府といたしましては、この答申の趣旨に即し、最近における米をめぐる諸事情を考慮して慎重な検討を続けた結果、六月十日、次のように決定をいたしました。

- 一、昭和四十四年産の生産者米価は、据え置くこととし、うち一〇四等平均包装込み生産者手取り予定価格を一五〇キログラム当たり二、六四〇円とする。なお、消費者米価も据え置くこととする。
- 二、暫定加算は、諸般の事情を考慮して、本年度に限り昨年どおりとする。
- 三、等級間格差、歩留加算、もち米加算および陸稻格差は、昨年どおりとする。

なお、稲作農家がこれまで国民の基幹的食糧である米の生産に努力してきたことに配慮するとともに、米価据え置き時の稲作農家に与える影響等を考慮して、稲作対策特別事業費として、昭和四十四年度において、二百二十五億円の補助金を支出することといたしました。

この補助金は、過去三カ年間の米の政府売り渡し数量に応じて市町村に配分し、米生産者の肥料、農業その他資材の購入等に必要の財源として交付するものであります。

また、関係各省の緊密な協力のもとに新しい時代の趨勢に対応する農業の均衡ある発展を推進するため、内閣に農政推進閣僚協議会を設け、農政の総合的推進をはかるよう最善の努力をいたす決意であります。

なお、食糧管理制度につきましては、もとよりその根幹を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

「数字が一けた違っている」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」

〔國務大臣長谷川四郎君登壇〕

○國務大臣(長谷川四郎君) たいへん失礼いたしました。数字を一けた間違いました。二万六千四百十円でございますから、御了承賜わりたいと思ひます。(拍手)

○副議長(安井謙君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。足鹿覺君。

〔足鹿覺君登壇、拍手〕

○足鹿覺君 私は、日本社会党を代表して、ただいま報告のありました米価に關しまして、基本的な問題にしばって政府の所信をたださんとするものであります。

私は、まず初めに、米価をめぐって示されました總理の政治姿勢について伺います。去る十三日、わが党の石田有全君は衆議院本会議において、自民党根本政調会長が農協主催の米価要求大会において、農民の納税額は百八十八億にすぎないのに、農林予算は七千六百八十八億円である、米価据え置きもやむを得ない、と言わんばかりの発言を行なったことに對する見解を總理にただしたのに対して、總理は、「自分は聞いていないから答えられない」と答弁しておられます。しかし、この根本発言は、いやしくも自民党の要職にある者が党を代表して発言を行なったのであります。このような根本発言に對して、自民党總裁の地位にある總理が衆議院で行なった答弁は、無責任な逃げ口上以外の何ものでもありません。總理は、政党政治の立場に立つて何と考えておられますか。根本発言に對する總理の責任ある見解を伺いたないのであります。

總理はまた、本年一月の施政演説において、両米価据え置きを明らかにされました。これは食糧法及び農林省設置法の定めたルールを無視した違法不当の行為であります。また、諮問案において食糧法に何ら規定していない需給事情を理由に、生産費及び所得補償方式を全然数理的根拠のない算式に改ざんいたしました。これも食糧法を無視した違法不当の行為であります。さらに決定米価に至っては、いろいろコストアップの要素を認めながらも、農家平均手取り価格は一円の変動もな

いという手品師まがいの算式改ざんを、おくめんもなく行なっておられるのであります。要するに、米価据え置きをめぐる根本的問題は、佐藤内閣の農政の本質が、これによってきわめて明白になったことでもあります。すなわち、政府は最近、総合農政を打ち出し、これと引きかえに米価を据え置き、財界あたりの主張に押されて農産物価格政策を大きく後退せしめつつありますが、このことは、農民を經濟の激しい競争場裏にさらし、現在でもとうとうとして進んでいる農民の階層分解を激化する以外の何ものでもありません。これは農民同士の競争に勝った者だけの所得を補償する選別政策でありまして、独占資本はふところ手のまま、低廉な労働力を手でできるという基本法農政の本質をいままでもいろいろカムフラージュされてまいりましたが、この米価据え置きによりまして、いよいよ赤裸々にむき出しにされたことを物語っているのであります。總理のいわゆる総合農政とは、この独占資本奉仕の基本法農政と根本的にどこが違ひるのでございますか、また、農業基本法を再検討すべきだとお考えになるのでありますか、御所信のほどを伺いたないのであります。

また、政府は、食糧制度の根幹堅持を相変わらずうたっておられますが、これはどういうことでありますか。政府は昨年、規格外米及び等外米の統制をはずし、本年から食糧法を無視して自主流通米制度を発足させて、なしくずし統制撤廃はいよいよ本格化しようとしております。その上、米

価格を置きにより、自主流通米制度はこの上なく補強されました。このような勢いのおもむくところ、食糧制度の形骸化は火を見るよりも明らかであり、国民食糧の確保さえ何とかなれば、あとは野となれ山となれというのが根幹堅持の趣旨でございましょうか。農民は、あとにくるものは買入れの制限、作付の制限、米価の据え置き継続ないしは引き下げではないかと心配をいたしておるのであります。過去における米の必要以上の輸入と、年々の麦のばく大な輸入によって生じましたわべだけの生産過剰のしわを農民だけにかぶせようとするのがこれら一連の措置であり、したがって、政府のいう食糧制度の根幹堅持とは、買入れ制限、米価据え置きの継続等を含むのであります。あるいは含まないのであります。これは最も重大な問題でありますので、総理のその所見を明らかにされたいのでございます。

次に、大蔵大臣に伺います。

大蔵大臣はかつて「だれよりも農民を愛す」と言われたそうですが、最近の御心境はいかがでありますか。すなわち、大蔵省には米価について平均反収方式を固執する傾向が強いとされておるといふことであります。これは反収が平均以下の農家には所得を補償しないといふことであります。ところが、生産費調査から推定いたしますと、この方式は、おおむね水稲作付面積一ヘクタール以下で、全販売農家の七七・五％に及ぶ零細農家の所得は補償しないといふ、まことに冷

酷むざんなことになるのであります。その上に、最近の国鉄運賃の引き上げ、春闘の大幅ベースアップ等は、米価算定方式の仕組みからいって、ほとんど織り込むことができないのであります。

だれよりも農民を愛されておる大蔵大臣は、本気で平均反収方式に移行することを考えておられるのでありますか、伺いたいところでございます。

また、本年は、米価据え置きとともに、二百二十五億円の稲作対策特別事業費が決定されました。元来米価は、食糧法に基づいて厳正に決定されるべきであり、総合農政費や今回の二百二十五億円とは無関係のはずであります。つまり、米価をこれらの問題にすりかえるのはごまかしであります。しかも、これはわずか二・一八％相当の金額にすぎず、今後の農政はこれから検討するとい

うのでは、あまりにも農民をばかにした話ではないかと断定をせざるを得ません。

次に、この決定により、どうしても補正予算を組む必要が生じ、これが財政法違反と考えられることとあります。すなわち、本年は少なくとも、公務員のベースアップが一〇％程度七月実施とした場合四百四十三億、六月実施として六百七億、並びに例年種々の雑件に必要な二百数十億を除くと、予備費は二百億に不足し五十億にしか残らぬことになり、今年の災害対策と、この二百二十五億円とをどうするかは不可能であります。ところが、補正予算は、財政法第二十九条により、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった

経費の支出」について組むことができるのであって、衆議院での答弁のように、あと二、三カ月検討しなければならぬ支出が「特に緊要」と言えるものでありましょか。また、米価据え置きは予算作成時の決定事項であり、このために必要となった二百二十五億は「予算作成後に生じた事由」によるものではありません。したがって、第二十九条条だけでなく、予備費について規定した第二十四条にも違反する疑いがあるのですがいかがでありますか。

もし、補正予算を組むことになれば、政府が昨年来財政政策上の最重要事項としてきた総合予算主義は、本年も崩壊するのであります。特に本年は米価を据え置いたのに崩壊するのであります。その責任たるや重大と言わねばなりません。これらの二百二十五億をめぐる諸問題に対して大蔵大臣はその見解を明らかにしていただきたいのであります。

次に、農林大臣に伺います。

政府は、算定方式を改ざんして米価を据え置いた理由を需給事情の緩和に置いております。しかし、もともと食糧法は、食糧不足のときも食糧過剰のときも政府が直接統制を行なう法律でありまして、食糧不足時代には需給事情を考慮しないけれども、過剰時代には考慮するという考え方は、あまりにも御都合主義ではありませんか。この点は、一種の間接統制方式をとる、たとえば、農産物価格安定法や畜産物価格安定法などに

は「需給事情」なることが法文に明記されておると、著しく異なるところであります。御所見はいかがでありますか、伺いたいのであります。

また、昨年の方式を完全に採用しますと、米価は八・六％程度引き上げなければならぬはずであります。しかるに、この昨年方式すら全く理論的根拠もなく改ざんをしてしまわれました。昨年のマイナス・シグマ方式は、平均的な反収の水田のうち最も条件の悪いものを補償するというきわんとした数理的根拠がございましたが、本年のマイナス・〇・五四シグマ方式というのは、何を考えているのかまるで見当がつかないのであります。このような場当たり政策ほど農民を欺瞞し国民を毒する政策はありません。算定方式改ざんの積極的な理論的根拠を承りたいのであります。

次に、稲作対策特別事業費及び総合農政の内容について伺います。

今回の米価決定までの間、総合農政対策あるいはまた新農政などといって、一年二兆円、あるいは五年間十二兆円といった景気のよい情報が出ましたが、これは一体どうなったのであります。決定されたのは、いわば農民への手切れ金二百二十五億だけあります。従来の基本農政がヤマブキ農政であったことから見て、これから検討するといふ総合農政の中身が農民にとってきわめてきびしいであろうといふことは容易に想像ができるのであります。総合農政をあと回しにして

二百二十五億円を計上した趣旨、並びに、どんな形でこの二百二十五億円を農民に助成する方針であるか、その要領、具体的方法、時期等を明らかにされたのであります。またこの際、総合農政の方向、規模、スケジュール等を明確にしていただきたいのであります。

この総合農政に關連して厚生大臣に伺います。最近産業公害や農薬被害等がきわめて甚大でありまして、かてて加えて農村労働力の高齢化、婦人化が目立っており、特に疾病が多発しつつあります。その対策について具体的にどのような施策を講じておいでになりますか。並びに、先日国民年金制度審議會で一応結論が出たと聞いております。農民年金の構想及びその実施時期について、厚生大臣から明らかにしていただきたいと存する次第であります。

経済企画庁長官に伺います。

それは米価と消費者物価との関係であります。しばしば指摘されておるように、三十七年の引き上げまで、消費者米価は約五年間据え置かれましたが、その間、消費者物価は、たとえば、三十五年から三十七年の二年間に年率約六%も上昇しております。また、農林省農村物価資金調査によりますと、昭和三十年から三十五年の五年間に、生産者米価は年率〇・四%下落しているのに、消費者物価は年率一・五%の上昇であり、さらに四十年から四十三年までの農産物の生産者價格は年率三・七%、米を除けば二・九%の上昇に対し、消費者物価は年率四・八%もの上昇をしておるではありませんか。この事実こそは、米価が企画庁というほど一般物価に密接に關連するとは考えられないのであります。佐藤内閣は物価問題として本年の両米価を据え置いたのであります。私は、独占資本に対し豊富に資金を供給する高度成長だけにあまりにも傾斜した政府の財政金融政策こそ、物価上昇と地域間、産業間、その他あらゆる格差の拡大の元凶であると考えます。また、米価を据え置きながら、政府は消費者物価を〇・二%も引き上げる国鉄運賃の値上げを行なったため、私鉄、バス、タクシー等の運賃引き上げ要求がメジロ押しであります。これを押える旨御言明をお願いいたします。米価抑制下における物価政策の具体的な方針を経企長官から明らかにしていただきたいのであります。

最後にもう一度總理に伺いますが、米価を据え置かれたにもかかわらず、公約である物価の上昇が五%以内に押えることができなかった場合の政治責任をどうしてとられる御所存でありますか、責任ある御答弁をわずらわしいと存するのではありません。

なお、總理は、衆議院において、「農業を新しい時代に適合させるには、米価だけではだめだ」と答えておられます。しかし、米価を押えるだけでは何の解決にもならぬどころか、弱肉強食のおそれるべき暗黒時代を農業に持ち込むことになるだけであります。さすがの農協も、政府・与党のや

り方に対して選挙を通じて対決すると声明しておるではありませんか。私は、ここに全国農民の怒りを込めて申し上げたことを特に付言いたしました。私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 足鹿君にお答えいたします。

まず、農協大会における根本政調会長の発言についてであります。私はさきに衆議院本会議で、その発言を知らないと言いましたのは、その発言を私自身が聞いたものでもありませんし、また事後において直接報告を受けたものでもないという意味合いにおきまして、そのように申し上げたのであります。しかし、その後、根本君からいろいろ話を聞いてみますと、根本君が言いたかったことは、農民は手厚い保護を受けている、こういうことを実ははつきり申したというのであります。私はそれとおどろきと思っております。

米価据え置きは、単に物価対策や財政上の観点からだけで申しておるものではなく、長期的視野に立つて日本農業の将来を考えるときには、米価の据え置きこそ、むしろ食糧制度の崩壊をも食い止める力となるものであることをよく御理解いただきたいのであります。そういう意味で、農民諸君の目先だけの利益に迎合することなく、真に日本農業の将来を憂えての根本君の発言は、勇氣ある発言として高く評価したいと、かように私は思います。(拍手)

次に、両米価の据え置き方針を早くから言明したのは法律違反であるとの御意見であります。今回の生産者米価の決定にあたりまして、食糧法の規定に基づき、かつ、米価審議會の答申の趣旨に即して適法に決定したものであり、決してルール違反を犯したものではありません。また、両米価据え置きの方針は、米穀の需給の状況及び日本農業の将来に思いをいたすときには、生産者米価の据え置きが最も時宜を得た政策であること、さらには、物価対策の観点から見ても、消費者米価の据え置きが何よりも望ましいことをつとに決意したからであります。むしろ国政をあずかる者として、その所信を明らかにすることは当然の義務であると私は考えるものであります。

(拍手)

次に、総合農政と基本法農政との關連であります。総合農政と申しましたが、基本法農政と異なるものではありません。最近の農業と、農業を取り巻く情勢の推移に対処して、農政を一段と推進しようとするものであります。いずれも需要に即応した農業生産を進めることを基本とし、價格政策ばかりでなく、生産政策や構造政策を並行して進め、農業の生産性を高め、さらに国民生活を充実させるために、流通・消費の各方面にも力を注ぎようとするものであります。私がさきに衆議院で新しい時代に適合した農政と申したのも、基本的な考え方におきましては、以上の点で何ら変わりはありません。問題は、具体的な地域ごとに適宜

に時宜に即したきめこまかい行政をいかに行なっていくかであり、農政審議会をはじめ各方面の意見を十分伺いながら、政府は一体となって農政の一その推進につとめてまいる所存であります。

次に、足鹿君はよく御承知のことだと思ひますが、食糧制度の根幹についてであります。国民の基本的な食糧である米の必要量を確保し、政府が責任を持って米の需給及び価格を調整し、米の配給について必要な規制を行なうものであり、国民経済の安定をはかるため、今後ともこの根幹は維持してまいる考えであります。自主流通米は米の需給事情に即応した改善措置であり、この根幹をくずすものとは考えておりません。

なお、来年度の生産者米価をどうするかとお尋ねでありましたが、その方針を明らかにするには時期尚早であり、それこそおしかりを受ける種になるのでありますから、見解の表明は遠慮させていただきます。

また、米の需給の調整のためには、良質米の生産あるいは作付転換を行なうことは必要と考えますが、直接的な買い入れ制限や作付制限については、現段階では考えておりません。私は、農民諸君の十分な御理解を得て、米の生産調整の実効があることを期待したいと思ひます。

次に、物価の問題について、これは詳しくは菅野君からお答えをいたしたいと思います。この物価を安定させ、またこれを高ききささないようにすると、そのためには、われわれは、ただこの米価だ

けの問題ではありません。あらゆる面でただいま苦心し、いろいろくふうをこらしておる最中であります。最近では国際情勢が、必ずしも物価安定という点から見まして、そこに危険なきを得ないというふうな国際経済情勢でもありますので、政府は、今後とも一そのこの点に重点を置いて対策を考えてまいる決意であります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) だれよりもだれよりも農民を愛す、この信念にはいささかも変わりはありません。(拍手)私は、農民はこの狭い国土の中で、小さい農地の上に非常に環境の悪い状態に置かれておる弱い立場にあると思うのです。

しかも、工業を中心とした高度成長、その中の農村というものはこれは同情しなければならぬ、そういう弱いものという立場の農村に愛情のある政治をする、これがほんとうの政治だと思ひます。しかし、いままでも保護政策として価格補償方式をとってきたわけです。これが今日の需給から見ると限界にきておるのです。この点をよく反省しなければならぬ。私は農村の方もおわかりになっておられると思うのです。そこで、今回は据え置きという方式をとることにいたしましたわけでございます。

農政という施策を強力に推進すると、こういうふうにいたしましたわけでありまして、農村は価格の引き上げを要求いたしておりましたが、この要求に必ずずることは、当面見てくれれば、これは農村から見

るとまことにいいようなかつたところでございますけれども、ほんとうに農村のことを親切に考えれば、これはよろしくない。やっぱり農村のほんとうの願いは、食糧管理政策の維持である。これが崩壊寸前にある。これをどうすればいいか。そういうことを考えますときに、米価の問題につきましては、やっぱりこの辺で転換しなければならぬ、こう考えることこそが私は正しい考え方である。愛すればこそだと、そういうふうに考えております。さような考え方から、政府は、ただいま平均反収方式の議論がありましたが、常識的に考えれば、平均反収方式、これが私は結論として出てくる考えだろふと思うのです。いままでは平均反収よりは低い反収、つまりマイナスシグマというふうな算式をとっておりましたが、これは食糧が不足の時代の食糧増産のためには必要であつたと思ひます。しかし、需給が変化してきた、これをだんだん平均反収にいまは持つていくと、しかし、急に持つていくという考えは、これは急に過ぎますから、そこで中間的な〇・五四シグマというふうな考え方になる、これは先ほど申し上げました農村を愛するという考え方からは御理解をいただけることかと思ひます。

二百二十五億円の補助金の性格いかん、こういうお話でございますが、これは米価ではございせん。これはあくまでも農村の生産を刺激し維持するという対策の経費でありまして、したがって、これは食糧特別会計から支出もいたしまして

ん。一般会計から支出をいたす次第でございます。まあ非常に端的に申し上げれば、十二年ぶりで米価が据え置かれた、これは理論としてはまあ私が申し上げたとおりの措置でございするけれども、これは大きな変化である、激変に対して緩和措置をとったと、こういうふうな性格と御理解を願いたのであります。また、その二百二十五億円を支出した結果、補正予算が必要になるのであります。この財源、これはいま私、検討いたしております。二百二十五億円支出することになりまして、当初予定もいたさなかつたこの経費でございするから、非常にこれは総合予算主義に對しましては重圧になってきます。これは事実であります。しかし、私といたしましては、何とかして総合予算主義堅持の方針のもとにその財源を捻出をいたしたい、かように考えておるのであります。ただいま予備費を使うということを含めておるわけでもありません。しかし、かりに予備費を使用することになりました、これが予算編成後生じた緊急の事由でないというわけにもいかならぬと思ひます。ことし春闘であんなに賃金が上がったと、ああいうようなこともこの問題と深くからめて考へべき問題じゃないか。これは、予算編成後に生じておる事由であります。予備費から支出することはきめてはおりませんけれども、しかしながら、予備費で支出することがありまして、これは違法ではない、財政法違反ではない、

かように確信をいたしております。(拍手)

〔國務大臣長谷川四郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(長谷川四郎君) 総理からこまかな御説明がございましたが、私に対する質問は三点でございますので、お答え申し上げます。

本年産の生産者米価の決定は、食糧管理法の第三條第二項の規定に基づき、「生産費及物価其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シ米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ」適正に行なつたものでありまして、その際、最近の需給事情を考慮し、これを据え置くことにいたしました。米穀の需給事情は、同條第二項の「經濟事情」に当然含まれるものであり、需給事情を米価決定にあつて考慮したことは、何ら食糧法に反するものではない、このように考えております。なお、従来の米価の決定にあつたとしても、米穀の需給事情は、いろいろな形で考慮されておつたものと考えられます。

次に、昨年の算定方式によれば、米価は八・六%の引き上げになるにもかかわらず、〇・五シグマとおつしました。これはただいまも大蔵大臣からも申し上げましたが、本年の米価の算定において、いわゆる限界反収の取り方を修正したのは、最近における米の需給事情を考慮して、米価は平均生産費に基づくものに近づけるのが適当であるという考え方のもとに、米作農家の經濟事情を配慮しながら行なつたものでありまして、価格政策の立場からは適切な措置であると考

えられるのでございます。

それから諮問案の試算と政府決定の試算の内容が相違をしているというお話でございますが、本年産米価は、生産費及び所得補償方式を基本として、最近における米穀の需給事情を考慮して適正に算定したものでございまして、なお、米価審議会の審議の参考として提出した試算と決定米価の算出基礎は若干は異なつておるのでございまして、これは生産性向上、利益の還元の扱い方や算定に用いるところの収量の取り方等いろいろな論議があつた点を考慮したものである、このように、大筋のことではありますので、御了承賜りたいと思うのでございます。(拍手)

〔國務大臣齋藤昇君登壇、拍手〕

○國務大臣(齋藤昇君) 農村における健康状態は必ずしも良好でないことはお説のとおりであります。ことに農村人口の老齡化、また農業労働の過重あるいは生活環境の劣悪、また栄養が低いというような事柄から、いわゆる農夫症といわれているような目まい、息切れあるいは肩のこり、腰の痛みというような潜在病にかかつておられる人が多いわけでありまして、これらの問題は、まず、何といひましても、農村の生活環境の改善、栄養の改良、それから適当な治療並びに健康の保持体制の確立ということでございますが、厚生省といったしましても、これらの面につきまして十分配慮をいたしまして、農村の栄養指導、あるいは巡回診療、またその他健康診断をはじめといったしまし

て、本年も相当の予算をもつて農村の国民の栄養改善その他に努力をいたしておる次第でございます。国民の健康管理体制に重点を置いておるわけでございます。

農業被害につきましては、これも最近の重要な問題といたしまして、ことに農業の取り扱いについての知識の普及啓発ということはもちろん、毒物劇物の取り締まりに万遺憾なきを期しますると同時に、農業の毒性を十分研究をいたしまして、そうしてたとえば水銀農薬というようなものは今後排除をしていく、その他新しく起つてくる農薬につきましても、一時的なあるいは慢性的な毒性というものを十分研究をいたしまして、農民の健康、被害にあやまちないように期してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

なお、農民年金の点につきましては、先般、国民年金審議会から、何といひますか、中間的なメモの発表がございました。今後、当審議会におかれましても、さらにいろいろ農村の実情を調査しながら、最終的な結論を出されるものと考えます。厚生省といたしましても、日本の農政に役立つ農民年金制度をできるだけ来年度には実現をいたすように努力をいたしてまいりたいと、農林省ともどもにさような考えで検討を続けている次第でございます。(拍手)

〔國務大臣菅野和太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(菅野和太郎君) 米価と消費者物価との関係について御質問があつたと思いますが、直

接お答えする前に、なお質問があつたことでありますが、物価対策としてどういふように考えておるかという一般的な御質問がありましたから、まずそれからお答えして米価と物価との関係をお答えしたいと、こう思います。

物価対策につきましては、これはもうたびたび申し上げておることではあります。昨年度は四・九%の消費者物価上昇率であつたのでありますが、決してこれをもつて妥当とは考えていない。これは消費者物価としては高いとわれわれは考えておるのでありますからして、できるだけ消費者物価を下げたい、そうして国民の生活を安定せしめたいというのが政府のとおつておる政策なのであります。最近の情勢からして、消費者物価が非常に高位であるということは、決して喜ばしい現象ではないと考えております。

そこで、物価対策に対してどういふような根本策を持つておるかといへば、まず、問題は三つあると思うのでありまして、一つは構造上の物価対策でありまして、これは經濟が成長するに従ひまして、經濟構造の変化、それに伴うところの物価の騰貴という問題があるのでありますからして、それに対してどういふ対策を講ずるかという問題で、これは、毎年、それについては低生産性の産業に対してはその生産性を高めるようにするということが物価を抑える対策であります。で、そういう対策を講じておりますが、しかし、その結果は、そう即効薬みたいにくくものではあ

りません。これはやはり多年の政策によってその実現を期したいと考えておるのであります。

それから最近の物価騰貴につきましては、政府主導型であるということをよく言われるのであります。政府が公共料金を上げるから物価が上がるのだ、こういうような御批判を受けておるのであります。したがって、政府といたしましては、公共料金を上げないという方針をこの際はずきりいたしまして、そうして、決して物価は政府が主導していかないということを国民に知らしめる必要があるということで、公共料金を押えるという方針をとっておるのであります。

それから先ほどお話がありました、物価の騰貴については、財政金融上についてとるべき策があるのじゃないか、これはお話しのとおりでありまして、やはり、物資の需給バランスをとるがためには、やはり財政金融上の政策をとる必要があると考えております。が、しかし、いまのところでは、私は、まだ金融財政上の政策をとるまでには、いっていないと思いますが、しかし、今後は、私は金融財政上の政策を適宜にこれをとるべきであるという考えをいたしておるのであります。

そこで、話が初めに返りまして、米価と物価の問題であります。先ほど、米価と物価と関係ないというお話がありました。なるほど、お示しになった昭和三十三年から三十七年の間あるいは三十年から三十五年の間、これは米価はそのままであるが、物価が上がっておるんじゃないかという

お話、これはお説のとおりであります。たとえば、三十二年から三十七年の間に、消費者米価は六年間据え置いたが、消費者物価は年率三・三%上がったんじゃないか、このときは、日本の経済が非常に成長した年でありまして、これはやはり構造上の関係から物価が騰貴したのであります。これは米価によって影響されたものではありせん。それからまた、三十年から三十五年の間に米価は年率〇・五%で、大体横ばいであるが、消費者物価は一・五%上がったんじゃないか、一・五%といえは大体物価騰貴とは言わない、こう思うのであります。米価が横ばいであるに従って消費者物価も大体横ばいであつた、こういうことが言えると思うのであります。が、しかし、三十八年からその後においては、生産者米価も上がり、消費者米価も上がっております。したがって、その結果、やはり消費者物価が上がっております。

これは数字を申し上げます、たとえば三十八年に消費者米価が二・四%上がっておりますが、それによつての消費者物価への上昇の寄与率が六・八%です。それから四十年は、消費者米価が一六・一%上がっておりますが、消費者物価への寄与率は八・八%です。三十九年は、消費者米価は上がっておりませんので、寄与率はゼロです。それから四十二年——昨年、実は米価は二・六%上がっておりますが、米価の消費者物価に対する寄与率は一〇・九%、約一割寄与しているのではありませんからして、米価が上がれば大体物価が上がる

という傾向であるということをおつて御了承をいただきたいと思つております。(拍手)

○副議長(安井謙吉) 農林大臣から答弁の補足があります。長谷川農林大臣。

〔国務大臣長谷川四郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(長谷川四郎君) 先ほど、総合農政については、総理からこまかにお話ございましたが、総合農政と稲作対策特別事業費の二百二十五億円、この使途、こういう点についての補足をいたしたいと思つてございます。

本年産の生産者米価の決定に関連する稲作対策特別事業費として二百二十五億円の補助金を支出することにいたしました。これは今回の米価の決定にかかわる取り扱いにかんがみまして、稲作農家がこれまで国民食糧の大宗たる米の生産に努力をしてきていただいたことに対する報償といひましようか、お礼というか、こういう意味や、あるいは稲作経営に対する影響の緩和に資することなどの諸事情を考慮いたしまして、大局的立場からこれを行なうこととしたものでございます。なお、その実施にあたりましては、稲作生産に不可欠な肥料、農薬、あるいはまた、生産資材の購入等に必要の財源として交付することといたしております。その具体的方法については、目下検討中でございますけれども、米価決定の際の状況に見られますように、最近の農薬及び農薬をめぐる諸情勢はきわめてきびしいものがございますので、そこで政府としては、総合農政を展開することにし

ておりますけれども、今後の農政推進に留意すべき基本的事項については、目下農政審議会において調査、審議を願つていらっしゃるでございまして、さらに今後、内閣に農政推進閣僚協議会を設けまして、農政審議会をはじめ、各方面の意見を十分に承るとともに、農政推進閣僚協議会の場において、政府内部での協議を十分に行なうことといたしております。農政の具体的な方向を明らかにして、政府一体となつて農政の強力な展開につとめてまいりたいと思つてございます。(拍手)

○副議長(安井謙吉) 菅野国務大臣から答弁の補足があります。菅野国務大臣。

〔国務大臣菅野和太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(菅野和太郎君) 答弁漏れがありましたので、お答えします。

先ほど、国鉄の料金の値上げに便乗して、タクシーその他の交通料金の値上げをしないかという御質問がありました。それに対するお答えを忘れましたので、お答えしたいと思つております。

先ほど申し上げましたとおり、最近の物価騰貴が政府主導型であるということからして、公共料金はできれば全部押えたいという考えをしておつたのであります。が、国鉄の状況からして、これは必要最低限の運賃値上げを許して、その前提には国鉄の体質改善をやつてもらうということ、それを前提に求めて国鉄の料金の引き上げを認めたのであります。しかし、それに便乗して、他の交通関係の公共料金の値上げは極力押えるとい

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号 國務大臣の報告に關する件(昭和四十四年産の米穀の政府買入れ価格の決定について)

七六〇

う、この方針を堅持するつもりであります。

○副議長(安井謙吉) 藤原房雄君。

〔藤原房雄君登壇、拍手〕

○藤原房雄君 私は、公明党を代表いたしましたし、ただいま農林大臣より報告のありました昭和四十四年産の米穀の政府買入れ価格の決定につきまして、總理並びに關係大臣に対して若干の質問をいたしたいと思ひます。

政府は、本年度の生産者米価を据え置き、二百二十五億円の稲作対策事業費の支出を決定したのであります。この生産者米価据え置きの理由は、米の需給事情の緩和にあるとされております。しかし、米の需給緩和は基本法制定当初から指摘されてきたところであり、今日に至って急に大騒ぎするのは、基本法農政の失敗をほおかりし、そのしわ寄せを農民に押しつけようとする政府の冷酷な政策と言わざるを得ません。そもそも米の需給緩和は、過去数年にわたって必要以上に米を輸入したこと、数百万トンに及ぶ麦を毎年無反省に輸入したことなどによる面が強いのであります。

私は、食糧問題の重要性をこの際根本的に洗い直し、自給体制を中心に確固たる食糧政策を打ち立て、その上で米価その他諸般の具体策を練るべきであつて、米価の据え置きのみが先行する政府の政策は、本末転倒もはなはだしきと思ひます。政府は、總理の見解をお伺いしたいのであります。

す。

さらに、總理にお伺いしたい。現在農家にとつて、米作以外に有利な作物があるではありませんか。畜産は規模の利益が大きいと言われておりますが、そのためには、個々の農民では不可能なほど膨大な土地と資本が必要であり、また、価格がきわめて不安定なのであります。ミカンも昨年来、生産過剰に悩まされております。作付転換も、かりに予定どおり行なわれても、その効果は疑わしいのであります。このようなときに、政府は口を開けば総合農政云々と言ひながら、その実態は、単に作付転換を米作農家に押しつけているだけであります。すなわち、作付転換奨励金は十アール当たりわずか二万円、しかも三カ年しか保証されていないのであります。農家にとつては、十アール当たり約七、八万円の米作収入を捨てて、どうして作付転換ができればようか。もし政府が作付転換政策を推進するのであれば、具体的に何に転換させるのか、農家の収入を保証し、生活水準を上げることのできる具体策を明示することは、政府の責任であると思ひます。このようなときに、米価据え置きだけを先にきめて、あとはこれから検討するといふのはどういうことでしょうか。まさに農民を無防備のまま転落の危険にさらすといふのははかないのであります。佐藤内閣の人間尊重もここに言行不一致の姿を暴露しているのであります。總理は、農家の経済をどう立て直しようとするのか、明快

なる御答弁を願ひたいのであります。

さらに、政府は食糧制度を維持すると言ひながら、米価を据え置き、自主流通米を認めるなど、直接統制をなくすにすぎないとしておるのであります。この際、食糧制度は改廃の方向に持つていくのか、それとも堅持していくのか、政府の食糧制度に対する態度を明確に示していただきたい。

次に、米の過剰問題はきわめて緊急な問題であります。たとえば、完全な貯蔵を行なえば、古米、古々米でも食料の心配はほとんどないといわれております。この点についてわが党は、貯蔵倉庫や水中貯蔵の拡充について、再三にわたって主張し続けてきましたが、政府もやっと今年になって琵琶湖で水中貯蔵の実験を開始したようでありますが、これらの対策について、政府はどう対処しようとするのか、お伺いしたいのであります。

次に、稲作対策特別事業費についてであります。二百二十五億円は与党内の二・一八%上昇論に妥協した産物であるといわれております。日ごろ何かにつけてきびしい査定を行なう大蔵大臣が、つかみ金的な支出を認めたことは理解に苦しむところであります。過去の例からしても問題の多いこの種の措置をとるより、米価を引き上げるほうがはるかにベターであると思ひますが、この予算はどこから捻出し、どんな方法ないし名目で農民に渡すのか。その趣旨と、二百二十五億円の根拠とを大蔵大臣にお伺いしたい。

次に、消費者米価は据え置く方針をきめられたが、自主流通米の価格は自由でありますから、実質的な価格の上昇は避けられないだけでなく、混米、格上げ等による品質低下も実質的な価格上昇であります。これらに対する対策を農林大臣にお伺いします。

最後に、私は總理にお聞きしたい。今回の米価据え置き措置の経過を見まして、米審から国会議員を除いたこと、食糧法の精神を著しく不当に解釈して米価を据え置いたこと、国会における緊急質問の要求を米価決定後まで引き延ばしたことなど、非民主的な行動が政府・自民党にあったことは、最も憂えるものであります。この点について總理の見解をお伺いしたい。

以上、米価据え置きの農民の生活水準の低下を来すことは明瞭であります。政府の具体性のある答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 藤原君にお答えいたします。

農産物の需要と生産の長期見通しにつきまして、農政審議会の意見も伺つて、明確な見通しを立てております。政府は、先々の農産物の需給状況を勘案し、日本農業の将来はどうあるべきかを真剣に討議した結果、米価据え置きの妥当との結論に達したものであります。言われるような本末転倒というその御批判は当たらないもので、かように私は思つております。

次に、米価据え置きは、農民生活を置き去りにするものとのきびしい御批判がありました。藤原君もこの数年間の農民諸君の生活水準の目ざましい向上の事実までは否定されないものと私は思っています。米価は物価の上昇の約二倍の上昇率で伸びてきたのであります。しかしながら、今後の問題としては、このような高米価を基本とする農業を続ける限りは、むしろ食糧制度、ひいては日本農業そのものに危機をもたらし、かくてはむしろ農民諸君の生活が置き去りになってしまふ、そのことをおそれ、あえて米価据え置きの方策をとつたものであります。今後は、需要に即応した農業生産、農業構造の改善を一そう積極的に推進し、生産性の高い、環境のよい農村の建設のため総力をあげてまいる考えであります。ただいま申しますように、価格ばかりではありません。農村における生産性の向上もこれまた見るべきものがあります。それらが農村の諸君の生活向上に大いに役立っております。この点をよく見きわめていただきたいと思ひます。

最後に、米審から国会議員を除外し、米価決定まで緊急質問を引き延ばしたのは、議院民主主義に反し、国民を愚弄するものと、たいへんなおしかりを受けましたが、いまごろこういふことを言われることは、むしろ私にはふしぎであります。米価審議会から国会議員を除いたのは、すでに三十九年の臨時行政調査会の答申に基づいて、昨年度から行なっているものであります。ことしは

初めてではありません。おしかりを受けるものなら、昨年その際に受けるべきであつたかと思ひます。この措置につきましては、国民世論も、立法と行政とがせつ然と区別されてたいへんけつこうだ、という支持すら得ているような次第であります。

また、米価に関する緊急質問を政府がいかにも避けて引き延ばしたかのような御発言がただいまありましたが、まず、これは国会のおきめになつたこととあります。私も党の総裁であります。国会の運営につきまして、全然知らないこともございいますし、知っていることもあります。これは国会においておきめになつた、その点は間違ひのないようにしていただきたいと思ひます。

また、米価を据え置く方針であることは、今国会冒頭にことしの施政方針演説でも明らかにしたところとあります。この方針についての政府の考え方と野党諸君の考え方は、これは本会議あるいは予算委員会等における論議の過程で明確にされてきたところとあります。私はさような点を考えますと、ただいまのおしかりはどうも当たらない、これまた御返上を申し上げる以外にない、かように考えます。(拍手)

〔国務大臣長谷川四郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(長谷川四郎君) お答え申し上げます。

麦の輸入が多いからというふうなお話でございしました。国内でもすいぶんかなり麦の生産には奨

励をしておると思ひます。たとえば三千二百九十円で政府が買った麦を、これを千九百四十一円で政府は売り渡しておるのであります。そのほか保管料、運賃等また別途にかかつております。さらに裸麦などは、三千四百十円で農民から買い上げたものが、政府の売り渡し価格は千八百八十七円でございます。このようにして麦の生産にも大いに努力をしておるんでございすけれども、なかなかその生産が上がっておりませんことと、かつて粉食を奨励し、それこそ口のかわかないうちに、今度はパンをやめなさい、粉食は、うどんは食つてはいかぬという、そういう極端な問題は、取り組むことが非常な困難だと思ひます。これほど、パン食においても定着したものを徐々に米食に変えていくよりほかにとるべき道がないのではないのでしょうか。このように考えて、その点につきましては、徐々にその方向に向けるようにいたしておるのでございます。

米穀の管理につきましても、最近における米の需給の事情、米の管理の現状にかんがみまして、制度の根幹を維持しながら、実態に即応した所要の改善を行なつてまいつたところでございます。が、食糧管理制度の問題は、農家経済、国民生活に深く関連をする重要な問題であるので、制度の根幹は、これを維持してまいる考え方でございす。

次は、過剰米に対してでございますが、最近における米穀の需給の大幅の緩和の状況にかんがみ

まして、基本的には、需給の均衡を回復するよう生産対策、価格対策の運用につとめてまいり、また、持ち越しせざるを得ない多量の古米の処理につきましては、米穀管理の合理的運営と消費者の選好等を考慮して、今後の需給の動向を見きわめながら適切な処置をしてまいりたい。したがって、今後の取り扱いにつきましては、主食としての活用のできる分は主食としての活用を行ない、飼料としてでなければならぬものは、新規用途への充當など、実態に即して、その処理を進めてまいる考え方でございす。

米の備蓄につきましては、米の生産が安定しつつある現状でもありますので、大量の過剰米を保有している現状では、食糧制度の運用をもつて、その機能を果たし得るものと考えられます。とにかくにも、大量の過剰米を持ち越さざるを得ない状態となつているので、長期保管のために、各般の施策を講ずる必要がございますので、それらにつきましては、大いに努力をしておるところでございます。それらにつきまして、また、たとえば、農林漁業金融公庫からの資金の百九十億円を昭和四十三、四十四年の両年にわたつて融資し、長期保管倉庫の建設を進めております。また、新しい貯蔵方法として、先ほど御指摘があつたような、本年四月から琵琶湖において水中貯蔵の試験も行なつております。

稲作の転換計画の半分は達してないじゃないかというお話でございますが、稲付転換対策につき

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号 國務大臣の報告に關する件(昭和四十四年度の米穀の政府買入れ価格の決定について) 宇宙開発事業団法案

ましては、本年度においては、一万ヘクタールを對象に実施していただくが、転換規模面積は、各地方農政局が最近取りまとめたところによりますと、目標面積の半分程度となっております。したがって、なお今後の進め方については、米の需給という事情に照らしまして行なう考え方でありますが、本年の作付け面積は、これによって昨年度と比較しまして約二千ヘクタール作付け面積はふえておることになっております。

最後に、自主流通制度の発足ということでございますが、政府の配給米については、消費者価格は据え置くこととなっておりますが、自主流通米については、嗜好に応じて選んだ米を食べたいという消費者の需要に応じて流通するものであつて、こういう性格でありますから、その価格は特に規制はしておりませんが、その場合、自主流通米は政府の財政負担が伴わないから、その分、政府配給米よりは幾ぶん高くなることは避けがたい、このように考えます。配給米の大部分を占める政府管理米の適切な操作によって、消費者米価の安定については不安のないように十分配慮するつもりでございます。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) 二百二十五億円の補助金についてであります。まずその性格は、稲作対策事業費でありまして、これは米価ではございませんです。支給の要領でございまして、これは市町村に交付するものであります。市町村は、どういふ目的にこの補助金を使うかと申し上げますと、過去三カ年、四十一年度、四十二年、四十三年度、三カ年の平均供出量を基準といたしまして、それらの農家に配分をする。配分には目的がきめられておるのであります。農業あるいは肥料、そういう農業生産資材あるいは個々または共同で農家がいたるところの農道でありまして、あるいは倉庫の建設でありますとか、そういう施設、そういうものに使うということを考えておるわけでありまして。

これは米価ではございせんから、したがつて、その財源は食糧会計からは求めません。一般会計の支出にするわけでございます。この一般会計の二百二十五億円の財源をどうするかというところは、総合予算主義を堅持しながら、何とかそのワク内でのつ調達をいたしたいということを検討をいたしております。今後、一般会計におきましては、あるいは給与の問題でありますとか、あるいは秋、台風が来るか来ないか、こういうようなことが非常に大きく影響されるわけでありまして、けれども、まあ秋の気候がほんとうに台風のないような状態であつてほしいということをお祈りしながら、何とか切り抜けてみたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(安井謙吉君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

審査報告書

宇宙開発事業団法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年六月十三日

科学技術振興対策特別委員長 宮崎 正義

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、わが国における宇宙の開発、利用の本格化に對処して、人工衛星及びその打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に推進するための開発実施機関として、科学技術庁宇宙開発推進本部を発展的に解消し、その業務と組織を引き継ぎ、加えて郵政省電波研究所の一部を移管させ、新たに宇宙開発事業団を設立しようとするもので、おおむね妥当なものと認める。

一、費用
本法施行に要する経費として、宇宙開発事業団に対する出資金及び補助金あわせて三千億五千九百萬元が昭和四十四年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項に留意すべきである。
一、すみやかに宇宙開発基本法の検討を進め、その立法化を図ること。
二、わが国における宇宙の開発及び利用にかかわる諸活動は、平和の目的に限り、かつ、自主、民主、公開、国際協力の原則の下にこれを行なうこと。
三、人工衛星及びその打上げ用ロケットの研究、開発及び利用にあつては、各種研究機関との連携を密にし、学術の進歩、産業技術の発展、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図ること。
なお、本事業団の発足にあつては、優秀な人材を結集しうようその処遇等についても十分配慮すること。
右決議する。

宇宙開発事業団法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年五月九日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

宇宙開発事業団法案

宇宙開発事業団法

第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 役員等(第十条―第二十一条)
第三章 業務(第二十二条―第二十四条)
第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十五条)
第五章 監督(第三十六条―第三十七条)
第六章 雑則(第三十八条―第四十一条)

第七章 罰則(第四十二条―第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 宇宙開発事業団は、○平和の目的に限り、人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)

第二条 宇宙開発事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 五億円

二 附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

三 事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額

政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の五億円を出資するものとする。

3 事業団は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

5 政府は、事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下「土地等」という。)を出資の目的とすることができ、

6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準とし

て評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券)

第五条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 事業団でない者は、宇宙開発事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

5 監事は、事業団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣(内閣総理大臣にあつては、第四十條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十一條第二項及び第四十三條第一号において同じ。)に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十二条 理事長は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の同意を得て任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の意見をきいて任命する。

(役員の任期)

第十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係をするもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員等の公職資格)

第十五条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、第十二條の例により、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員等の兼職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)

第十九条 事業団に、その業務の運営に関する重要な事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(職員の任命)

第二十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公職資格)

第二十一条 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(以下この条及び第三十九條第一項において「人工衛星等」という。)の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれに必要な方法、施設及び設備の開発

三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

一 前項第二号の人工衛星等の打上げ

二 前項第三号に掲げる業務

3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その

要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(職員の任命)

第二十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公職資格)

第二十一条 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(以下この条及び第三十九條第一項において「人工衛星等」という。)の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

(業務の委託)

第二十三条 事業団は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

(業務運営の基準)

第二十四条 事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないならない。

(書類の送付)

第二十九条 事業団は、第二十六条又は前条第一

項の規定により認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)
第三十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)
第三十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十三条 事業団は、主務省令で定める重要な

財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十六条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告の徴取及び立入検査)

第三十七条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十八条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度

として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第三十九条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(科学技術庁長官への委任)

第四十条 内閣総理大臣は、次の権限を科学技術庁長官に委任することができる。

- 一 第三条第二項、第四条第三項、第二十二條第二項から第四項まで、第二十三條、第二十六條、第三十一條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條の規定による認可
- 二 第十六條ただし書、第二十八條第一項又は第三十四條の規定による承認
- 三 第三十二條第一号の規定による指定
- 四 第三十七條第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)
第四十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三條第一号において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十四條の基本計画を定めようとするとき。
 - 二 第三十一條第一項又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
 - 三 第三十二條第一号の規定による指定をしようとするとき。
 - 四 第三十四條の規定による承認をしようとするとき。
- 2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十三条第三項、第二十二條第二項第二号若しくは第三項、第二十六條又は第三十三條の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。
三 第三十三條又は第三十五條の規定により主務省令を定めようとするとき。
第七章 罰則

(罰則)
第四十二條 第三十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。
第四十三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二十二條第一項及び第四項の業務以外の業務を行つたとき。
四 第三十二條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
五 第三十六條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十四條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。
附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條から第十八條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二條 内閣総理大臣は、第十二條第一項又は第三項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。
2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。
4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に對する出資を募集しなければならない。
5 設立委員は、前項の募集が終つたときは、主務大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に於いた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 事業団は、前項の規定による設立の登記をするることによつて成立する。
(権利義務の承継等)
第三條 事業団の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第二十條の二第一項の規定による科学技術庁宇宙開発推進本部の所掌事務及び郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十七條の二の規定による郵政省電波研究所の所掌事務(電離層の観測のための人工衛星の開発に係るものに限る。)に関するものが政令で定めるものは、事業団の成立の時に於いて、事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に對し出資されたものとする。
3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
5 第一項の規定により事業団が国の有する権利を承継した場合には、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。
(経過規定)
第四條 事業団が昭和四十五年三月三十一日まで、第四條第五項の規定による政府からの出資を受ける場合には、当該出資の目的とされる土地等に係る登記については、登録免許税を課さない。

第五條 この法律の施行の際、現に宇宙開発事業団という名称を使用している者については、第八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第六條 この法律の施行の際、現に宇宙開発事業団の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。
第七條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。
(関係法律の一部改正)
第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

宇宙開発事業団 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)

第九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中アジア経済研究所の項の次に次のように加える。

宇宙開発事業団 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)

第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條の五第一項第七号中「及び動力炉・核燃料開発事業団」を「動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団」に改める。
第七十三條の四第一項に次の一号を加える。
二十二 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの
第三百四十九條の三に次の一項を加える。
24 宇宙開発事業団が所有し、かつ、直接宇宙開発事業団法第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第十一條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号 宇宙開発事業団法案

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号 宇宙開発事業団法案 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案

七六六

第二条第十二号中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「宇宙開発事業団」を加える。

第十二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「宇宙開発事業団」を加える。

第十三条 郵政省設置法の一部を次のように改正する。

第十号の二第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 宇宙開発事業団に関する事。

第十四条 科学技術庁設置法の一部を次のように改正する。

第七号の二第六号中「国立防災科学技術センター及び宇宙開発推進本部」を「及び国立防災科学技術センター」に改め、同条に次の一号を加える。

七 宇宙開発事業団に関する事。

第十六条中「宇宙開発推進本部」を削る。

第二十号の二及び第二十号の三を削り、第二十号の四を第二十号の二とし、第二十号の五を第二十号の三とする。

第十五条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 協会は、その業務を遂行するために必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第四十八条第一項第一号中「第十一号第二項」を「第九号の三(宇宙開発事業団への出資の認可)」、第十一号第二項に改める。

第五十五条第二号中「第十一号第二項」を「第九号の三、第十一号第二項」に改める。

第十六条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「公社は」の下に「前二条の規定によるほか」を加え、同条を第三条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(宇宙開発事業団への出資)
第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三号第三十四号の二の次に次の一号を加える。

三十四の三 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)第二十二号第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設

第十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「宇宙開発事業団」を加える。

〔宮崎正義君登壇、拍手〕
○宮崎正義君 たいだいま議題となりました宇宙開発事業団法案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

近年、米ソをはじめとする先進諸国においては、宇宙の開発、利用を国家の一大事業として取り上げ、強力にその推進をはかっておりますことは御承知のとおりであります。こうした情勢を反映し、わが国におきましても、宇宙開発を本格的に推進するため、その体制整備の必要性が各方面より強く要請されております。

本法案は、こうした要請に対処して、人工衛星及びその打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行なう中

核的な実施機関として、現在の科学技術庁宇宙開発推進本部を発展的に解消し、新たに特殊法人宇宙開発事業団を設立して、その業務と組織を引き継ぐとともに、これに郵政省電波研究所の一部を加え、機構を強化しようとするものであります。

なお、衆議院においては、第一条に規定しております宇宙開発の目的を修正して、「平和目的に限り」が新たに付け加えられております。

委員会におきましては、通信委員会と連合審査会を行なうなど、慎重に審査し、わが国における宇宙開発の目的、目標、定義、民間出資問題、人材の確保とその処遇、宇宙開発基本法制定の見通し、インテルサット問題等、宇宙開発に関する諸問題について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることいたします。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもって衆議院送付案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、森元治郎理事より、「宇宙開発基本法の検討を進め、その立法化をはかること。また、わが国における宇宙の開発、利用は、平和の目的に限り、かつ、自主、民主、公開、国際協力の原則のもとで行ない、その実施にあたっては、各種研究機関との連携を密にし、人類社会の発展などをはかること。なお、結集する人材の処遇等についても十分配慮すること。」との趣旨の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第四、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長岡本君。

審査報告書

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十四年六月十七日
運輸委員長 岡本 悟
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、外航船舶の建造を促進するため、昭和四十四年度以降の六箇年度において、日本開発銀行及び一般金融機関による融資について、政府が利子補給契約を結ぶことができるものとするほか、利子補給に係る国庫納付金の納付及び猶余利子の支払いの条件を合理化し、よりとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法案施行のため、昭和四十四年度一般会計予

算に二億二百八十六万七千円が計上されてい
る。

なお、本年度における利子補給契約の金額の
限度額は百七億九千九百九十四万二千円とされてい
る。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等
の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年五月八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等
の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法
等の一部を改正する法律

(外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の
一部改正)

第一条 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償
法(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のよ
うに改正する。

題名を次のように改める。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法

第一条中「支給し、及び損失補償を行う」を
「支給する」に改める。

第二条の見出しを(利子補給金を支給する契
約)に改め、同条中「以外の金融機関で政令で
定める範囲のものがその資金を融通するとき
は、政令で定めるところにより、当該融資につ

き利子補給金を支給し、又は当該融資によつて
受けた損失を補償する」を「及び一般金融機関
(日本開発銀行以外の金融機関で政令で定める
範囲のものをいう。以下同じ。)がともにその資
金を融通するときは、当該融通された資金のう
ち運輸省令で定める範囲のもの(以下「対象融
資」という。)について利子補給金を支給する」
に改める。

第三条中「旨の契約」の下に「(以下「利子補
給契約」という。を加え、「当該契約」を「当
該利子補給契約」に、「十箇年度」を「十一年
度」に改める。

第四条から第八条までを次のように改める。

(利子補給金の限度額)

第四条 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ
場合には、各利子補給契約において支給する
こととする利子補給金の総額の合計額が、当
該年度の予算で定める金額をこえることとな
らないようにしなければならない。

第五条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合に
は、当該利子補給契約において支給すること
とする利子補給金の総額が、当該利子補給契
約において定める当該船舶の予定しゅん工日
の前の期間について運輸省令で定める方法に
より計算した対象融資の融資残高及び当該予
定しゅん工日以後八年間について次に掲げ
るところにより計算した対象融資の融資残高
に、それぞれ次項の規定による利子補給率を
乗じて計算した額の合計額をこえることとな
らないようにしなければならない。

一 日本開発銀行による融資に係る利子補給
金については、次に掲げる条件で当該対象
融資の総額を償還するものとする。

イ 定期船(もつぱら海上運送法(昭和二
十四年法律第八十七号)第二条第三項
の定期航路事業の用に供することを目的
として建造される船舶をいう。以下同
じ。)の建造に係る融資の場合 当該融資
契約が結ばれた日以後元本三年間償還
十年間半年賦均等償還

ロ 定期船以外の船舶の建造に係る融資の
場合 当該融資契約が結ばれた日以後元
本三年間償還き八年間半年賦均等償還

二 一般金融機関による融資に係る利子補給
金については、当該予定しゅん工日以後八
年間半年賦均等償還の条件で当該対象融資
の総額を償還するものとする。

2 利子補給率は、日本開発銀行による融資に
ついては、当該融資の利率と年利五分五厘と
の差の範囲内において、一般金融機関による
融資については、一般金融機関による設備資
金の融資でその償還期限が当該融資と同程度
であるものの利率のうち当該融資契約が結ば
れた当時において最も低いと認められる利率
と年利六分との差の範囲内において、運輸大
臣が大蔵大臣と協議して定めるものとする。

(利子補給金を支給すべき融資残高)

第六条 政府は、利子補給契約を結ぶ場合に
は、最初に対象融資が融通された日から、当
該船舶の予定しゅん工日から八年を経過した
日の前日までの期間における対象融資の融資
残高を、利子補給金を支給すべき対象融資の

融資残高としなければならない。

(利子補給金の支給額)

第七条 政府は、利子補給契約により利子補給
金を支給する場合には、当該利子補給契約に
おいて定められた利子補給金の総額の範囲内
において、運輸省令で定める期間(以下「単
位期間」という。)ごとに、当該単位期間にお
ける対象融資の実際の融資残高(予定しゅん
工日以後の期間については、その融資残高が
第五条第一項第一号又は第二号の規定により
計算した融資残高をこえるときはその計算し
た融資残高)に同条第二項の規定による利子
補給率を乗じて計算した額を、運輸省令で定
めるところにより、支給するものとする。

(利子の減額)

第八条 日本開発銀行及び一般金融機関は、利
子補給契約により政府から利子補給金の支給
を受けたときは、当該利子補給契約に係る融
資契約による利子で当該利子補給金に係る単
位期間において生ずるものの額を、当該融資
契約に定める利子額から当該利子補給金の額
に相当する金額だけ差し引いた金額としなけ
ばならない。

第九条から第十一条までを削り、第十二条の
見出し中「納付金」を「納付金の納付等」に改
め、同条中「第二条の規定による利子補給金を
支給する旨の契約に係る融資を受けている会社
は、その」を「利子補給契約に係る融資を受け
た会社は、その末日が当該利子補給契約が結ば
れた日から十五年を経過していない決算期に係
る」に、「第十四条第一項第一号」を「次条第
一項」に、「総額をいう。以下同じ」を「総額
をいう」に、「当該利益に係る決算期に属する
期間について金融機関が支給を受ける利子補給
金の額に相当する金額」を「そのこえる金額の
四分の一以上四分の三以下の金額の範囲内で政

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法等の一部を改正する法律案

七六八

令で定める方法により算出した金額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その額は、当該決算期の末日における国庫納付義務残高（結ばれた日から十五年を経過していない利子補給契約に係る融資ごとに、当該融資について日本開発銀行及び一般金融機関が前条の規定により利子額から差し引いた金額の累計額から、当該会社がこの法律の規定により国庫に納付し、又は納付すべき金額に相当する金額のうち政令で定める方法により割り当てた金額の累計額を控除した金額の合計額をいう。以下同じ。）を限度とする。

第十二条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2 政府は、前項本文の規定により国庫に納付すべきものとして算出された金額が当該会社に係る当該決算期の末日における国庫納付義務残高をこえる場合には、日本開発銀行及び一般金融機関に対し、そのこえる金額の範囲内において、当該会社に対する融資に係る利子補給契約により当該決算期の後最初に支給することとなる利子で当該決算期の末日まで生ずるものに係る部分の金額を、政令で定めるところにより、支給しないものとする。

第十三条を削り、第十四条第一項を次のように改め、同条を第十条とする。

運輸大臣は、利子補給契約に係る融資を受けた会社であつて、当該利子補給契約により現に政府が日本開発銀行又は一般金融機関に対し利子補給金を支給することとなつてゐるもの又は現に国庫納付義務残高が存するものに對し、不当な経理の是正その他経理の改善若しくは不当な競争の排除について勧告をし、又は業務若しくは経理の監査をすること

ができる。

第十條の次に次の一條を加える。

（勧告に従わなかつた場合等における納付金）
第十一條 運輸大臣は、利子補給契約に係る融資を受けた会社が次の各号の一に該当したときは、当該会社に対し、国庫納付義務残高の範囲内の金額を国庫に納付すべきことを命ずることができる。

一 前条第一項の規定によりした勧告に従わなかつたとき。

二 第二條の規定により当該会社がした申請における船舶の仕様と異なる仕様により船舶の建造を請け負つたとき。

第十五條を削り、第十六條第一項中「第十二條、第十三條」を「第九條第一項」に改め、同条を第十二條とする。

第十七條を第十三條とし、第十八條第一項中「第十四條第一項第三号」を「第十條第一項」に改め、同条を第十四條とする。

第十九條から第二十一條までを削り、第二十二條の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条中「金融機関が」を「日本開発銀行又は一般金融機関が」に、「第二條の規定による契約」を「利子補給契約」に改め、「補償すべき損失の全部若しくは一部を補償せず」及び「若しくは補償金」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第十五條とする。

2 政府は、利子補給契約に係る融資を受けた会社が第十一條各号の一に該当したとき又はこの法律の規定により国庫に納付すべき金額を納付しないときは、日本開発銀行及び一般金融機関に対し、当該会社に対する対象融資について支給すべき利子補給金の全部又は一部を支給しないことができる。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十六條（政令への委任）
この法律に定めるもののほか、この

法律の実施のため必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第二十三條中「第十八條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十七條とする。

附則に次の一項を加える。

4 政府が利子補給契約を結ぶことができるのは、昭和五十年三月三十一日までとする。

（海運業の再建整備に関する臨時措置法の一部改正）
第二條 海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭和三十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除
第十條中「十年」を「五年」に改め、「舊利子」の下に「（当該決算期の末日の後に第八條の規定により支払うべきこととなつた舊利子を除く。）」を加える。

第十一條中「及び第九條」を削り、「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）第十二條又は第十三條」を「外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭和二十八年法律第一号）第九條第一項」に、「これらの規定にかかわらず」を「同項の規定にかかわらず」に、「これらの規定により算出した」を「同項の規定により納付すべき」に、「これらの規定による」を「同項の規定による」に、「これらの差額」を「その差額」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭和三十六年法律第九十六号）以下「旧開銀利子補給法」という。は、廃止する。

3 この法律の施行前に結ばれた改正前の外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（以下「旧法」という。）第二條又は旧開銀利子補給法第一

條の規定による利子補給金を支給する旨の契約（以下「旧利子補給契約」という。）は、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（以下「新法」という。）第二條の規定による利子補給金を支給する旨の契約とみなして、新法の規定を適用する。

ただし、旧利子補給契約により支給すべき利子補給金の額の計算については、なお従前の例による。

4 旧利子補給契約に係る融資を受けた会社が、その末日がこの法律の施行の日以前である決算期に係る決算において利益を計上した場合における納付金の納付については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧法第十五條の規定（旧開銀利子補給法第六條の規定により適用することとされてゐた場合を含む。）により納付すべきこととなつてゐた納付金の納付については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の日においてその受けた融資に係る旧利子補給契約が結ばれた日から十五年を経過していない会社で、この法律の施行の日までに旧法の規定（旧開銀利子補給法第六條の規定により適用することとされてゐた場合を含む。）により国庫に納付した納付金の額が旧開銀利子補給法若しくは旧法の規定により当該融資につき日本開発銀行及び旧法第二條の日本開発銀行以外の金融機関で政令で定める範囲のもの（以下「日本開発銀行等」という。）が支給を受けた利子補給金の総額に達していないもの又はこの法律の施行後もその受けた融資に係る旧利子補給契約により政府が日本開発銀行等に対し利子補給金を支給することとなつてゐる会社は、この法律の施行の日から起算して二月を経過する日までに、その末日がこの法律の施行の日以後である決算期に係る決算において利益を

計上した場合における納付金の納付について旧開銀利子補給法及び旧法の規定の例によるべきことを、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に申し出ることができる。

7 前項の規定による申出をした会社については、新法第九條から第十四條まで、第十五條第二項及び第十七條の規定にかかわらず、旧法第十二條から第十八條まで及び第二十三條の規定(旧開銀利子補給法第六條の規定により適用することとされていた場合を含む。)の例による。

8 海運業の再建整備に関する臨時措置法(以下「再建整備法」という。)の規定による支払猶予を受けた会社(附則第六項の規定による申出をすることができない会社を除く。)は、この法律の施行の日から起算して二月を経過する日までに、当該会社に係る確定期日から起算して五年を経過した日の属する決算期の末日までに支払わなかつた猶予利子(当該決算期の末日の後に同法第八條の規定により支払うべきこととなつた猶予利子を除く。)の支払について改正前の同法の規定の例によるべきことを、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に申し出ることができる。

9 前項の規定による申出をした会社の同項の猶予利子の支払については、改正後の再建整備法第十條の規定にかかわらず、改正前の同法第九條及び第十條の規定の例による。

10 附則第六項の規定による申出をした会社で再建整備法の規定による支払猶予を受けたものの附則第八項の猶予利子の支払については、当該会社を同項の規定による申出をした会社とみなして、前項の規定を適用する。

11 前項の会社が同項の規定により適用することとされた附則第九項においてその例によるものとされた改正前の再建整備法第九條又は第十條の規定により猶予利子を支払うこととなつた場合における附則第七項においてその例によるものとされた旧法第十二條又は第十三條の規定(旧開銀利子補給法第六條の規定により適用することとされていた場合を含む。)による納付金の納付の義務については、改正後の再建整備法第十一條の規定にかかわらず、改正前の同法第十一條の規定の例による。

12 附則第六項又は第八項の規定による申出をした会社は、新法第二條の規定による申請をすることができない。

13 この法律の施行前に日本開発銀行等が旧開銀利子補給法若しくは旧法又は旧利子補給契約に違反した行為に対する措置については、なお従前の例による。

14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十五号の五中「利子補給をし、及び損失補償を」を「利子補給に改める。

第二十三條第一項第六号の二中「及び損失補償を」を削る。

〔岡本悟君登壇、拍手〕

○岡本悟君 ただいま議題となりました法律案は、海運業の再建整備期間終了後の新海運政策の目標とされている今後六年間の外航船舶建造量二千五十万総トンを達成するため、船主負担金利の軽減等の措置を講じようとするものでありまして、そのおもなる内容は、

第一に、政府は、昭和四十四年度以降六カ年間に限り、外航船舶建造融資について利子補給契約を結ぶことができることとし、その利子補給率は、日本開発銀行に対しては、融資利率と年利五分五厘との差、一般金融機関に対しては最優遇金利と年利六分との差の範囲内とされておりま

す。第二に、利子補給にかかる国庫納付金及び猶余利子の返還条件の合理化をはからうとするものであります。

委員会におきましては、現在の海運会社の経営内容から見た国家助成の必要性、新海運政策による船舶建造目標達成の見通し、船腹増強に対応する船員需給対策及び港湾整備の推進、その他当面の海運政策全般にわたって質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第五、厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長八田一朗君。

審査報告書

厚生省設置法等の一部を改正する法律案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年六月十七日

内閣委員長 八田 一朗
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、児童手当に関する重要事項を調査審議させるため、本省の附属機関として児童手当審議会を設置するとともに、審議会の整理統合を図るため、医師、歯科医師等医療従事者の試験に関する事務を新たに設ける試験委員につかさどらせることとし、現にこれらの事務を所掌している審議会の整理を行なうこと等であつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、二百九十三万円であつて、昭和四十四年度一般会計予算に計上されている。

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号 厚生省設置法等の一部を改正する法律案

厚生省設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月十七日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

厚生省設置法等の一部を改正する法律案
厚生省設置法等の一部を改正する法律

(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第六号中「母子」の下に「及び寡婦」を加える。

第二十九条第一項の表中 「人口問題審議会」
人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に依つて調査審議し、及び関係各大臣の意見に依つて調査審議すること。

「人口問題審議会」
人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に依つて調査審議し、及び関係各大臣の意見に依つて調査審議すること。

第二十九条第一項の表を調査審議するに改める。

第二十九条第一項の表中 「医師試験」
厚生大臣の諮問に依つて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第百一十一号)第一条第二号に規定する実地修練及び同法第百一十一号第一条第二号に規定する臨床研修に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

「医師研修審議会」
厚生大臣の諮問に依つて、医師法(昭和二十三年法律第百一十一号)第百一十六号の二第一項に規定する臨床研修に関する重要事項を調査審議すること。

「医療関係者審議会」
厚生大臣の諮問に依つて、医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士及び作業療法士の試験並びに医師法(昭和二十三年法律第百一十一号)第一条第二号に規定する実地修練に関する重要事項を調査審議するほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に依つて、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士又は作業療法士の学校又は養成所若しくは養成施設の指定に関する重要事項を調査審議すること。

改める。

第二十九条第一項の表を調査審議するに改める。

第二十九条第一項の表を調査審議するに改める。

「妊産婦その他母性、母子家庭及び精神薄弱者」に改める。

第三十六條の七第三号に次のただし書を加える。

ただし、年金保険部の主管に属するものを除く。

第三十六條の八に次の一号を加える。

三 船員保険の保険給付のうち老齢、廃疾、脱退及び死亡に関するもの(葬祭料を除く)を受ける権利の裁定に関すること。

附則に次の一項を加える。

4 第二十九条第一項の表に掲げる附属機関のうち、児童手当審議会は、昭和四十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(栄養士法の一部改正)

第二条 栄養士法(昭和二十二年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

第六條の二 栄養士試験及び管理栄養士試験に関する事務をつかさどるため、厚生省に栄養士管理栄養士試験委員を置く。

第七條中「外」を「ほか」に、「並びに管理栄養士の登録、養成施設及び試験並びに管理栄養士の登録、養成施設及び試験並びに管理栄養士試験委員」に改める。

(栄養改善法の一部改正)

第三条 栄養改善法(昭和二十七年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「を調査審議し」を削り、「事務をつかさどらせる」を「重要事項を調査審議させる」に改める。

(医師法の一部改正)

第四条 医師法(昭和二十三年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二第二項中「医師試験研修審議会」を「医師研修審議会」に改める。

第五章 審議会を「第五章 審議会及び医師試験委員」に改める。

第二十六條中「医師国家試験、第十一条第二

号に規定する実地修練及び「及び」、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるを削り、「医師試験研修審議会」を「医師研修審議会」に改める。

第二十七條から第二十九條までを次のように改める。

第二十七條 医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に医師試験委員を置く。

2 医師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八條及び第二十九條 削除

第三十條中「医師試験研修審議会の委員」を「医師試験委員」に、「當つて」を「當たつて」に改める。

(歯科医師法の一部改正)

第五條 歯科医師法(昭和二十三年法律第百二五号)の一部を次のように改正する。

第五章 審議会を「第五章 歯科医師試験委員」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に歯科医師試験委員を置く。

2 歯科医師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八條中「審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「掌る」を「つかさどる」に、「當つて」を「當たつて」に改める。

(歯科衛生士法の一部改正)

第六條 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「外」を「ほか」に、「掌らせる」を「つかさどらせる」に改める。

第十二條の二中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「當つて」を「當たつて」に改める。

(齒科技工法の一部改正)

第七條 齒科技工法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「齒科医師試験審議会の委員」を「齒科医師試験委員」に改める。

第十三條中「齒科医師試験審議会又は」を「齒科医師試験委員」に、「当つては」を「当たつては」に改める。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第八條 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「第三項」を、「第三項」に、「当つては」を「当たつては」に、「保健婦助産婦看護婦審議会」を「医療関係者審議会」に改め、同条第三項中「当つては」を「当たつては」に、「保健婦助産婦看護婦審議会」を「医療関係者審議会」に、「以て」を「もつて」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどるため、厚生省に保健婦助産婦看護婦試験委員を置く。

2 保健婦助産婦看護婦試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五條第一項中「掌らせる」を「つかさどらせる」に、「都道府県知事の監督に属する」を「都道府県に改め、(以下試験委員という。を削り、同条第二項中「試験委員の組織、委員の任期その他試験委員」を「看護婦試験委員」に改める。

第二十六條第一項中「審議会の委員」を「保健婦助産婦看護婦試験委員」に、「試験委員」を「看護婦試験委員」に改め、同条第二項中「審議会」を「医療関係者審議会」に、「聊かなければ」を「きかなければ」に改める。

第二十七條中「審議会の委員、試験委員」を「保健婦助産婦看護婦試験委員、看護婦試験委員」に、「掌る」を「つかさどる」に、「当つては」を「当たつては」に改める。

(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)

第九條 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「審議会」を「理学療法士作業療法士試験委員」に改める。

第七條第四項中「理学療法士作業療法士審議会」を「医療関係者審議会」に改める。

「第五章 審議会」を「第五章 理学療法士作業療法士試験委員」に改める。

第十八條を次のように改める。

第十八條 理学療法士作業療法士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第十九條中「審議会の委員」を「理学療法士作業療法士試験委員」に改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

(業剤師法の一部改正)

第十條 業剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 試験に關する事務をつかさどるため、厚生省に業剤師試験委員を置く。

2 業剤師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四條中「審議会の委員」を「業剤師試験委員」に改める。

(業事法の一部改正)

第十一條 業事法(昭和三十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「業剤師国家試験に關する事項を除く。」を削る。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十二條 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 精神薄弱者福祉審議会(第四條、第八條)」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第十四條から第十八條まで 削除

第十六條第四項及び第二十一條中「審議会」を「中央児童福祉審議会」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第十三條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「及び妊産婦」を、「妊産婦及び精神薄弱者」に改め、同条第七項中「児童」の下に「及び精神薄弱者」を加へ、「玩具」を「がん具」に改める。

第九條第一項中「四十五人」を「五十五人」に改め、同条第三項中「児童の保護、保健その他」を「児童又は精神薄弱者の」に、「夫々」を「それぞれ」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第一條中厚生省設置法第二十九條第一項の表業剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十條及び第十一條の規定は昭和四十四年九月一日から、

第一條中厚生省設置法第二十九條第一項の表業剤師試験審議会の項の改正規定、同表中医師試験研修審議会の項の改正規定並びに同表齒科医師試験審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同法第三十六條の七第三号にただし書を加える改正規定及び同法第三十六條の八に一号を加える改正規定並びに第二條から第九條までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

〔八田一朗君登壇、拍手〕

○八田一朗君 ただいま議題となりました厚生省設置法等の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案の改正点は、第一に、本省の附属機関として児童手当審議会を設置すること、第二に、医師、齒科医師等の試験の実施に關する事務を新たに設ける試験委員に行なわせることとし、現にこれらの事務を所掌している審議会の整理等を行なうこと。

第三に、精神薄弱者福祉審議会を廃止し、その取り扱っていた事項を中央児童福祉審議会に調査審議させること等であります。

委員会におきましては、児童福祉行政に対する基本的な考え方とその施策、児童手当制度の創設時期、審議会の整理統合の方針と新設する試験委員の性格、看護婦の処遇改善等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十七分散会

議長	重宗雄三君
副議長	安井謙君

原田	立君	田淵	哲也君	宮崎	正義君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
山田	勇君	堀出	啓典君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
藤原	房雄君	萩原	幽香子君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
山高しげり君		市川	房枝君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
三木	忠雄君	内田	善利君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
上林	繁次郎君	瓜生	清君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
任田	新治君	内藤	三郎君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
矢追	秀彦君	阿部	憲一君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
中尾	辰義君	松下	正寿君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
高橋	雄之助君	小林	章君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
沢田	実君	黒柳	明君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
宮崎	正義君	中沢	伊登子君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
伊藤	五郎君	後藤	義隆君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
田代	富士男君	二宮	文造君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
淡谷	邦彦君	高山	恒雄君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
白井	勇君	横山	フク君	伊藤	五郎君	中沢伊登子君	後藤	義隆君	二宮	文造君	高山	恒雄君	横山	フク君	柏原	ヤス君	白木	義一郎君	中村	正雄君	植竹	春彦君	山崎	五郎君	渡辺	太郎君	矢野	登君	長屋	茂君	中山	太郎君
山田	徹一君	柏原	ヤス君	伊藤	五郎君																											

井川	伊平君	櫻井	志郎君	大松	博文君	鈴木	省吾君	佐藤	一郎君	山本茂	一郎君	林田悠紀	夫君	内田	芳郎君	河口	陽一君	二木	謙吾君	長谷川	仁君	鹿島	俊雄君	丸茂	重貞君	大森	久司君	鬼丸	勝之君	中津井	真君	山内	一郎君	久次米健	太郎君	近藤英	一郎君	玉置	和郎君	山崎	竜男君	杉原	荒太君	河野	謙三君	井野	碩哉君	德永	正利君	前田佳都	男君	大谷	實雄君	藤田	正明君	柴田	栄君	江藤	智君	船田	讓君	高橋文五	郎君	楠	正俊君	佐藤	隆君	宮崎	正雄君	西村	尚治君	高田	浩運君	中村喜四郎	君	八田	一朗君	柳田桃太郎	君	黒木	利克君	岡本	悟君	土屋	義彦君	吉江	勝保君	大竹平八郎	君	栗原	祐幸君	梶原	茂嘉君	小枝	一雄君	鍋島	直紹君	新谷寅三郎	君	石原幹市郎	君	上原	正吉君	平泉	涉君	沢田	一精君	玉置	猛夫君	鈴木	省吾君	佐藤	一郎君	山本茂	一郎君	林田悠紀	夫君	内田	芳郎君	河口	陽一君	二木	謙吾君	長谷川	仁君	櫻井	志郎君	井川	伊平君	鹿島	俊雄君	丸茂	重貞君	大森	久司君	鬼丸	勝之君	中津井	真君	山内	一郎君	久次米健	太郎君	近藤英	一郎君	玉置	和郎君	山崎	竜男君	杉原	荒太君	河野	謙三君	井野	碩哉君	德永	正利君	前田佳都	男君	大谷	實雄君	藤田	正明君	柴田	栄君	江藤	智君	船田	讓君	高橋文五	郎君	楠	正俊君	佐藤	隆君	宮崎	正雄君	西村	尚治君	高田	浩運君	中村喜四郎	君	八田	一朗君	柳田桃太郎	君	黒木	利克君	岡本	悟君	土屋	義彦君	吉江	勝保君	大竹平八郎	君	栗原	祐幸君	梶原	茂嘉君	小枝	一雄君	鍋島	直紹君	新谷寅三郎	君	石原幹市郎	君	上原	正吉君	平泉	涉君	沢田	一精君	玉置	猛夫君	鈴木	省吾君	佐藤	一郎君	山本茂	一郎君	林田悠紀	夫君	内田	芳郎君	河口	陽一君	二木	謙吾君	長谷川	仁君	櫻井	志郎君	井川	伊平君	鹿島	俊雄君	丸茂	重貞君	大森	久司君	鬼丸	勝之君	中津井	真君	山内	一郎君	久次米健	太郎君	近藤英	一郎君	玉置	和郎君	山崎	竜男君	杉原	荒太君	河野	謙三君	井野	碩哉君	德永	正利君	前田佳都	男君	大谷	實雄君	藤田	正明君	柴田	栄君	江藤	智君	船田	讓君	高橋文五	郎君	楠	正俊君	佐藤	隆君	宮崎	正雄君	西村	尚治君	高田	浩運君	中村喜四郎	君	八田	一朗君	柳田桃太郎	君	黒木	利克君	岡本	悟君	土屋	義彦君	吉江	勝保君	大竹平八郎	君	栗原	祐幸君	梶原	茂嘉君	小枝	一雄君	鍋島	直紹君	新谷寅三郎	君	石原幹市郎	君	上原	正吉君	平泉	涉君	沢田	一精君	玉置	猛夫君	鈴木	省吾君	佐藤	一郎君	山本茂	一郎君	林田悠紀	夫君	内田	芳郎君	河口	陽一君	二木	謙吾君	長谷川	仁君	櫻井	志郎君	井川	伊平君	鹿島	俊雄君	丸茂	重貞君	大森	久司君	鬼丸	勝之君	中津井	真君	山内	一郎君	久次米健	太郎君	近藤英	一郎君	玉置	和郎君	山崎	竜男君	杉原	荒太君	河野	謙三君	井野	碩哉君	德永	正利君	前田佳都	男君	大谷	實雄君	藤田	正明君	柴田	栄君	江藤	智君	船田	讓君	高橋文五	郎君	楠	正俊君	佐藤	隆君	宮崎	正雄君	西村	尚治君	高田	浩運君	中村喜四郎	君	八田	一朗君	柳田桃太郎	君	黒木	利克君	岡本	悟君	土屋	義彦君	吉江	勝保君	大竹平八郎	君	栗原	祐幸君	梶原	茂嘉君	小枝	一雄君	鍋島	直紹君	新谷寅三郎	君	石原幹市郎	君	上原	正吉君	平泉	涉君	沢田	一精君	玉置	猛夫君	鈴木	省吾君	佐藤	一郎君	山本茂	一郎君	林田悠紀	夫君	内田	芳郎君	河口	陽一君	二木	謙吾君	長谷川	仁君	櫻井	志郎君	井川	伊平君	鹿島	俊雄君	丸茂	重貞君	大森	久司君	鬼丸	勝之君	中津井	真君	山内	一郎君	久次米健	太郎君	近藤英	一郎君	玉置	和郎君	山崎	竜男君	杉原	荒太君	河野	謙三君	井野	碩哉君	德永	正利君	前田佳都	男君	大谷	實雄君	藤田	正明君	柴田	栄君	江藤	智君	船田	讓君	高橋文五	郎君	楠	正俊君	佐藤	隆君	宮崎	正雄君	西村	尚治君	高田	浩運君	中村喜四郎	君	八田	一朗君	柳田桃太郎	君	黒木	利克君	岡本	悟君	土屋	義彦君	吉江	勝保君	大竹平八郎	君	栗原	祐幸君	梶原	茂嘉君	小枝	一雄君	鍋島	直紹君	新谷寅三郎	君	石原幹市郎	君	上原	正吉君	平泉	涉君	沢田	一精君	玉置	猛夫君	鈴木	省吾君	佐藤	一郎君	山本茂
----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	------	----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	------	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	------	----	---	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	-------	---	----	-----	-------	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	-------	---	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-------	---	-------	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	------	----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	------	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	------	----	---	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	-------	---	----	-----	-------	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	-------	---	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-------	---	-------	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	------	----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	------	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	------	----	---	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	-------	---	----	-----	-------	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	-------	---	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-------	---	-------	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	------	----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	------	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	------	----	---	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	-------	---	----	-----	-------	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	-------	---	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-------	---	-------	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	------	----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	------	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	------	----	---	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	-------	---	----	-----	-------	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	-------	---	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-------	---	-------	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----

金丸	富夫君	谷口	慶吉君
村上	春藏君	田中	茂穗君
西田	信一君	平島	敏夫君
山下	春江君	山本	利壽君
八木	一郎君	田口長治郎君	
平井	太郎君	寺尾	豐君
古池	信三君	郡	祐一君
青木	一男君	重政	庸德君
吉武	恵市君	木村	陸男君
植本	光教君	亀井	善彰君
長田	裕二君	上田	稔君
和田	静夫君	松本	英二君
安永	英雄君	佐田	一郎君
菅野	儀作君	石原慎太郎君	
竹田	四郎君	杉原	一雄君
達田	龍彦君	源田	実君
熊谷太三郎君		久保	勘一君
川上	為治君	小野	明君
森	勝治君	中村	波男君
山本	杉君	米田	正文君
温水	三郎君	小林	武君
松本	賢一君	林	虎雄君
森	八三一君	三木與吉郎君	
塚田十一郎君		赤岡	文三君
松永	忠二君	横川	正市君
小柳	勇君	高橋	衛君
迫水	久常君	塩見	俊二君
廣瀬	久忠君	加瀬	完君

秋山 長造君	北村 暢君
成瀬 幡治君	須藤 五郎君
渡辺 武君	小笠原貞子君
野坂 参三君	春日 正一君
河田 賢治君	岩間 正男君
前川 旦君	戸田 菊雄君
竹田 現照君	木村美智男君
村田 秀三君	川村 清一君
大橋 和孝君	沢田 政治君
矢山 有作君	瀬谷 英行君
吉田忠三郎君	西村 闕一君
大森 創造君	鶴園 哲夫君
野上 元君	千葉千代世君
山本伊三郎君	森中 守義君
近藤 信一君	鈴木 強君
森 元治郎君	阿具根 登君
永岡 光治君	久保 等君
岡 三郎君	羽生 三七君
亀田 得治君	占部 秀男君
大和 与一君	足鹿 覺君
木村禎八郎君	藤原 道子君
松澤 兼人君	加藤シヅエ君
内閣総理大臣	佐藤 榮作君
大藏大臣	福田 赳夫君
文部大臣	坂田 道太君
厚生大臣	斎藤 昇君
農林大臣	長谷川四郎君

政府委員

運輸大臣	原田 憲君
國務大臣	菅野和太郎君
國務大臣	木内 四郎君
國務大臣	床次 徳二君
内閣法制局第四部長	角田礼次郎君
厚生省保険局長	梅本 純正君
社会保険庁医療保険部長	加藤 威二君

昭和四十四年六月十八日 参議院會議録第二十八号

七七四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

部 一 部 四 十 円
(送料別)
所 行 發
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八二 四四一(代)